

# 第2回 美唄市受動喫煙防止対策市民検討委員会 ご説明資料



2015年8月26日

日本たばこ産業株式会社

北海道支社

## はじめに

JTは、「たばこを吸われる方と吸われない方の協調ある共存社会の実現」に向け、様々な活動に取り組んでいます。たばこを吸われる方は、様々な理由で大人の嗜好品としてたばこを吸われていると考えておりますが、たばこを吸われない方にとって、たばこの煙はしばしば迷惑となりうると考えております。

共存社会実現のためには、双方の方々の考えや意見を尊重し、喫煙マナー啓発活動などのソフト面と、屋内における分煙環境整備などのハード面における取組が必要と考えております。

貴市におかれましては、平成25年より10か年計画「びばいヘルシーライフ21」を精力的に実施されており、弊社といたしましても、貴市のたばこ対策に対して、市民の自発的なマナー啓発を促す施策や分煙に関する知見や喫煙設備の提供等により、その推進に積極的な協力を行なってまいりたいと考えております。

# 目次

1. 共存社会実現のための J T の取組み紹介
  - (1) マナー啓発活動
  - (2) 分煙推進活動
    - ①分煙コンサルティング活動
    - ②施設管理者との協業
    - ③店頭表示貼付普及活動
2. 受動喫煙防止に向けた自治体の取組み事例紹介
3. 「びばいヘルシーライフ21」 推進に向けたご提案
4. 「美唄市受動喫煙防止ガイドライン」 推進に向けたご提案
5. 参考資料：受動喫煙と健康影響、受動喫煙規制と経済影響 他

# 共存社会実現のためのJTの取組み紹介

～ マナー啓発活動・分煙推進活動 ～

# JTの取組み紹介 マナー啓発活動（マナー広告）

## 【ポスター】

**2014 SPRING**

歩く私は、前の人より後ろの人に、煙を吹きかけていた。  
While walking, I blow more smoke on people behind than in front.

肩がぶつかったら謝るのに、煙がぶつかったら謝らなかった。  
When I bumped into someone, I apologized. When my smoke hit your face, I said nothing.

すれ違う時の目は、煙のたばこを避けていた。  
When crossing, my eyes avoided the cigarette smoke.

2014 SPRING

あなたが気づけばマナーは変わる。

**2014 SUMMER**

貝がらを見つけないのに、吸いがらばかり見つけた。  
I was looking for shells, but all I could find were cigarette butts.

忘れらるモノを、人は言からけている。  
We are afraid to carry the "mouthless items" hanging from your neck.

たばこを捨つ手は、火の影が黒んだ。  
A cigarette is tossed at a night. The smoke that is left, they were clipped by my eyes.

2014 SUMMER

あなたが気づけばマナーは変わる。

**2014 AUTUMN**

煙が人にぶつかっている。人を無視する私がある。  
The smoke from my cigarette drifts toward others. I simply carry on smoking regardless.

たばこを吸う私も、人の煙はごめん。  
Although I smoke, I'm sorry other people's smoke.

吸っていいですか。たばこを吸いながら、聞いていた。  
Is it okay, very noisy? I've always carried on as a smoker.

2014 AUTUMN

あなたが気づけばマナーは変わる。

**2015 WINTER**

植え込みに、落ちていた葉は、たばこの葉だった。  
The leaves that covered the flowerbed were tobacco leaves.

わが子がついた煙草だにも、吸いがらも落とすだろうか。  
In the courtyard that your child built, would you drop a cigarette butt?

火がついたままだけ。煙草の私はこい。  
The cigarette that is lit, please don't love it.

ケータイ灰皿を手にする。他人だが、悪い人ではなさそう。  
A portable ashtray is handy, although probably a nearby person.

2015 WINTER

あなたが気づけばマナーは変わる。

## 【新聞広告】

ここちよい世の中をめざして、JTの取り組み

■あなたが気づけばマナーは変わる

■やるえば新が新になる運動

■特選コロンディング

吸う人も 吸わない人も ここちよい世の中へ。

## 【TV広告】



NA：マナーを持ち歩く人が増えている。

NA：吸う人も吸わない人もここちよい世の中へ。

# J T の取組み紹介 マナー啓発活動 (マナー広告)

【表参道(ダストボックス&ダストボード)】



【電車(中吊り)】



【新宿(ミロードウォール)】



【原宿(ポスター)】



【道玄坂(フラッグ)】



【新聞】





# J Tの取組み紹介 マナー啓発活動（ひろえば街が好きになる運動）

“ひろ街”こと「ひろえば街が好きになる運動」は、たくさんの方々と協働で活動を行っています。  
自治体をはじめ、学校およびボランティアの方々や、各種催事の実行委員会および参加団体の皆さま、  
そして芸能人の方々と、マナーの輪は全国に広がっています。



## × 野口健

アルピニスト・野口健さんと2006年から行っている  
コラボレーション活動をご紹介します。



## × SPECIAL in 横浜

つるの剛士氏や哀川翔氏ほか、数多くの芸能人の方々が  
参加されている活動の詳細です。



## × SPECIAL in 渋谷

土屋アンナさんが参加されたマナー・イベントについて  
紹介しています。



## × 自治体・企業・ボランティア

自治体や各団体の皆さまなど、  
たくさんの方々のご協力を受け、活動しています。

## 私たちが考える「分煙」

**たばこを吸われる方にとっても吸われない方にとっても、快適で、双方が共存できる環境**

**たばこを吸われる方にとっても吸われない方にとっても、**

**さまざまな選択肢が揃っていて、それらを自由に選べる環境**

分煙には、さまざまなカタチがあります。喫煙スペースを設置する、喫煙エリアと非喫煙エリアを分ける、壁で仕切る、これら一つひとつは、もちろん、有効な分煙手法です。

ただ、分煙のカタチを一つに決めてしまうのではなく、吸われる方にとっても、吸われない方にとっても、さまざまな選択肢が揃っていること、そしてそれらを自由に選べる環境であること、それがより良い「分煙社会」であると考えています。

JTでは、これまで培ったノウハウを生かし、かつ法令や条例を遵守しながら、たばこを吸われる方・吸われない方の双方を考慮した空間造り、そして双方が協調して共存できる社会の実現に取り組んでいます。



## 施設管理者による「受動喫煙防止の取組み」の支援

- ・ JTでは、2004年より「分煙コンサルタント」を配置し、公共施設や商業施設、オフィスなど、各施設の特徴や利用される方々のニーズに応じた“分煙コンサルティング”を実施しています。これまでのコンサルティング実績は累計15,000件以上です。
- ・ “たばこを吸われない方”に配慮した上で、“たばこを吸われる方”も満足できる分煙方法についての知見提供・提案・アドバイスを、無償で行っています。



## 分煙試験室



より効果的な分煙技術の開発を行う為、専用の試験室を設け、日々、様々な試験や研究を実施



# J T の取組み紹介 分煙推進活動（分煙コンサルティング）

ソフト面だけでなく、ハード面からも様々な取り組みを続けています。

## ・「排気設備を取り付ける」の事例

排気用として、窓に換気扇を設置した例です。  
また、外壁に取り付けたり、天井扇を取り付ける方法もあります。



## ・「給気を確保する」の事例

天井までの間仕切りを用いて、喫煙エリアを個室化しています。  
出入口のドアは気流の乱れが少ない引き戸タイプを採用。  
また、ドアの下部のガラリから、喫煙エリアへ給気しています。



## ・「気流を確保する」の事例

天井までの間仕切りを用いて喫煙エリアを個室化。  
換気扇を出入口の対面に設け、また、出入口のドアのガラリから給気を行って、気流形成を行っています。

# J T の取組み紹介 分煙推進活動 (分煙コンサルティング)

## 喫煙スペース設置のコストイメージ

新しい分煙効果判定基準の入口風速(0.2m/s)を担保するには、

約1,500 m<sup>3</sup>/hの排気風量が必要。(注1)

オフィスビルにおける排気ダクト増強工事費(注2)の一般的な目安は以下のとおり

～ 800 m<sup>3</sup>/h:約300万円

800～1,200 m<sup>3</sup>/h:約400万円

1,200～1,500 m<sup>3</sup>/h:約500万円

注1)入口1箇所(2m<sup>2</sup>)の場合

注2)電気設備工事、防災設備工事等を除く

新しい分煙効果判定の基準

屋内における有効な分煙条件

1)排気装置(屋外へ強制排気)による場合	
判定場所その1 喫煙所と非喫煙所との境界	(1)デジタル粉じん計を用いて、経時的に浮遊粉じんの濃度の変化を測定し漏れ状態を確認する(非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しないこと) (2)非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ(0.2m/s以上)
判定場所その2 喫煙所	(1)デジタル粉じん計を用いて時間平均浮遊粉じん濃度が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下 (2)検知管を用いて測定した一酸化炭素濃度が10ppm以下
2)空気清浄機による場合	
判定場所その1 喫煙所と非喫煙所との境界	(1)デジタル粉じん計を用いて、経時的に浮遊粉じんの濃度の変化を測定し漏れ状態を確認する(非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しないこと) (2)非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ(0.2m/s以上) (3)ガスが充分について適切な方法で濃度を測定し、喫煙所からの漏れ状態を確認する(現在、その手法は確立されていない)
判定場所その2 喫煙所	(1)デジタル粉じん計を用いて時間平均浮遊粉じん濃度が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下 (2)検知管を用いて測定した一酸化炭素濃度が10ppm以下 (3)ガスが充分について適切な方法で濃度を測定し、その値がある一定以下であること(現在、その手法は確立されていない)

大気環境全体を視野に入れた場合の条件は1)に以下を追加

- ①大気の大気環境基準が設定されている浮遊粒子状物質濃度の1時間値が0.2mg/m<sup>3</sup>を超えないこと
- ②大気の大気環境基準が設定されているガス状物質のうち、1時間値があるもの(二酸化硫黄が0.1ppm、オキシダントが0.06ppm)は、その濃度を超えないこと

実際の喫煙スペース工事の総費用は、

### 施行事例1

喫煙所総面積:33.00m<sup>2</sup> 排気風量:4,000m<sup>3</sup>/h 総費用:2,130万円

### 施行事例2

喫煙所総面積:34.58m<sup>2</sup> 排気風量:2,300 m<sup>3</sup>/h 総費用:1,600万円

### 施行事例3

喫煙所総面積:21.00m<sup>2</sup> 排気風量:2,500 m<sup>3</sup>/h 総費用:1,034万円



# J T の取組み紹介 分煙推進活動（施設管理者との協業/駅）

## 八重洲地下街（東京都）

東京駅に直結する八重洲地下街内／オレンジ・ロードの南北に設けられた喫煙スペースです。カウンター式灰皿&スタンド灰皿が設置された「サウススポット」と、スタンド灰皿のみで構成された「ノーススポット」の2カ所があり、10:00～22:00までの利用が可能となっています。（2007年10月設置）



## 阪急梅田駅（大阪府）

2F中央改札口横のテラス部分に設けられた喫煙スペースです。煙やニオイのものを防ぐために前室が設けられています。（2008年10月設置）



## 西鉄福岡駅（福岡県）

1日あたりの利用者が15万人を超える九州のターミナル駅、「西日本鉄道福岡駅」改札横の個室型喫煙スペースです。強力な排気によって風の通り道ができるため、室外へ煙やニオイがもれにくくなっています。（2003年10月1日設置）





# JTの取り組み紹介 分煙推進活動（施設管理者との協業/官公庁）

## 茨城県庁

【正面玄関横】



【福利厚生棟】



## 鹿児島県庁

【庁舎2階】



## 山形県庁

【正面玄関横】



【第1庁舎】

## 川崎市庁舎

【第2庁舎】



【第3庁舎】



## 相模原市庁舎

【南区合同庁舎】



【本庁舎】



# JTの取り組み紹介 分煙推進活動（店頭表示の普及貼付活動）

## オリジナル店頭表示

JT 吸う人も 吸わない人も こちよい世の中へ。

分煙をお考えの方へ  
このページは、オリジナルの「店頭表示」を作成することをサポートするページです。その他の分煙に関する情報や手法については、JTの取り組みをご参照ください。

JTの取り組みはこちら

← トップに戻る

自分で作れる 店頭表示

タイプ 形 文字編集 背景 アイコン 印刷

ペースとなるタイプを選択できます。

禁煙時間帯  
11:00~14:00

喫煙時間帯  
14:00~20:00

禁煙席  
1階

喫煙席  
2階

禁煙

喫煙

時間分煙 空間分煙 禁煙 喫煙

土日・祝日は対象外

戻る

## スペシャル店頭表示

JT 吸う人も 吸わない人も こちよい世の中へ。

分煙をお考えの方へ  
このページは、オリジナルの「店頭表示」を作成をサポートするページです。その他の分煙に関する情報や手法については、JTの取り組みをご参照ください。

JTの取り組みはこちら

← トップに戻る

自分で作れる 店頭表示

スペシャル店頭表示

分煙.com  
オリジナル店頭表示

有名飲食店モデルなど  
注目店頭表示

分煙.com オリジナルの店頭表示  
3種類から、ご自身の店舗の喫煙環境に合わせてカスタマイズすることができます。

有名店で実際に貼られている  
店頭表示や飲食専門誌などで  
紹介された店頭表示もあります。  
※一部の店頭表示は、印刷・PDF化  
することができないものがあります。

戻る

# 受動喫煙防止に向けた自治体の取組み事例紹介

～ ガイドラインの周知と徹底に向けた官民の連携 ～

# 受動喫煙防止に向けた自治体の取組み事例（京都府）

京都府は、2013年に「京都府受動喫煙防止憲章」を制定。事業者と官民一体の取組みへ

京都府ホームページ

媒体名	日刊ゲンダイ
掲載日	2013. 6. 6
	5面



## 京都 官民一体で受動喫煙防止に取り組む全国初の試み

～官民一体で取り組む～  
受動喫煙防止の推進に関する連携協定締結式  
京都府/京都市/京都府受動喫煙防止憲章 事業者連携協議会

**分煙社会に向けた新たな挑戦**

受動喫煙防止が全国的に広がりがちな中に並んで、「官民一体で取り組む」受動喫煙防止の推進に関する連携協定の締結式が行われた。3者はそれぞれ協定書に署名し、協定書を締結。条例制定という官主導ではなく、事業者と行政が一体となつた取り組みを進めていくことを表明した。

取り組みの第一陣は、「分煙ステッカー」の普及事業だ。行政と事業者が一体となつて、「分煙ステッカー」を作り、宿泊施設や飲食店などに張り付け、普及を図る。今後、事業者が張り付け状況を調査し、行政はさらなる対策の推進に向け、その調査結果を活用していくとしている。

世界禁煙デーの5月31日、京都市内のホテルの宴会場に京都府の山田啓一知事、京都市の門川大作市長、京都府受動喫煙防止憲章 事業者連携協議会の北原茂樹会長の3者が参加した。3者はそれぞれ協定書に署名し、協定書を締結した。3者はそれぞれ協定書に署名し、協定書を締結した。3者はそれぞれ協定書に署名し、協定書を締結した。

事業者と府、市が対策推進連携の協定書を締結

北原会合は、こう決意を表明した。「分煙ステッカーは受動喫煙防止対策事業の第一歩。傘下の事業者に張ってもらうだけでは意味がない。実を上げなければ、と大変な責任を感じている。身の引き締まる思いです。（協議会に加わっていない事業者にも今後入っていたら、対策推進を徹底していきたい）」

今回の取り組みには、京都府、京都市、それに京福管内の宿泊・レジャー施設、飲食店など12の団体（約4000店舗）が参加。「禁煙」「空分煙」などの表示ステッカー約5000部を作成し、既に4000部は各店舗に配布した。

協定書締結後いよいよ立

### 店頭表示ステッカーを貼りましょう!!

京都府は国内外から多くの人を訪れる町です。お客様が店内に入る前にお店の喫煙環境（禁煙、分煙など）が分かるようにタバコを吸う人も吸わない人もお店を快適に過ごせます。京都府では「受動喫煙防止憲章」が定められています。事業者連携協議会では店舗に喫煙環境を表示したステッカーの貼付活動に取り組んでいます。お客様からの苦情の減少にもつながりますので、是非、ステッカー表示活動にご協力ください。お問い合わせは所属する主催組合等まで。

京都府受動喫煙防止憲章 事業者連携協議会

貼るのは、店頭です。

完全分煙

京都府では「京都府受動喫煙防止憲章」、大阪府では「大阪府受動喫煙の防止に関するガイドライン」、山形県では「やまがた受動喫煙防止宣言」が策定され、自治体による事業者支援や市民啓発による対策の推進を行っています。

上記の自治体は、一度は検討委員会や地方議会で条例化も視野に検討がなされましたが、条例という枠組みに依らず、民間事業者の自主的取組みや市民への啓発活動を優先すべきとの結論がなされたためです。



# 受動喫煙防止に向けた自治体の取組み事例（京都府）

「京都府受動喫煙防止憲章」に基づき、府・市ともに積極的な店頭表示普及活動を展開

京都府ホームページ

京都市ホームページ

(松井本館)



応対者 松井本館 代表取締役社長 松井節子氏  
『空間分煙』表示ステッカーを貼付いただきました。

京都府では、山田知事（写真左の人物）が、事業者が自主的に進めるステッカーの店頭表示を多くの方に知っていただくため、直接施設を訪問して、店頭表示ステッカーの貼付をお願い。

京都市では、門川市長も参加し、「店頭表示ステッカー」の普及拡大イベントを事業者と開催。

京都市情報館  
Kyoto City Official Website

サイト内検索 文字の大きさ 拡大 標準

京都市役所 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 電話番号:075-222-3111(代) 市役所へのアクセス

トップページ 暮らしの情報 観光・文化・産業 健康・福祉・教育 まちづくり 市政情報

現在位置: トップページ ▶ 健康・福祉・教育 ▶ 健康づくり ▶ たばこ対策 ▶  
～官民一体での受動喫煙防止の推進～ 「店頭表示ステッカー」の普及拡大イベントの開催について

～官民一体での受動喫煙防止の推進～ 「店頭表示ステッカー」の普及拡大イベントの開催について

ページ番号160388 ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます ツイート シェア 2013年12月

■ ～官民一体での受動喫煙防止の推進～ 「店頭表示ステッカー」の普及拡大イベントの開催について

京都市では、飲食業や旅館等の事業者組合で構成される「京都府受動喫煙防止憲章事業者連絡協議会」・京都府との連携の下、店舗等の施設における受動喫煙防止対策の状況を示す「店頭表示ステッカー」を普及する取組を進めています。

その取組の一環として、商業施設を管理している市の関連団体に呼びかけを行った結果、各団体が事業者連絡協議会の「賛同団体」として取組に加わり、共に「店頭表示ステッカー」を普及していくこととなりました。

この度、「店頭表示ステッカー」の取組をPRするため、新たに取組に加わる「賛同団体」へのステッカー寄贈式を開催しますので、お知らせします。



# 受動喫煙防止に向けた自治体の取組み事例（大阪府）

大阪府は2014年より「大阪府受動喫煙の防止に関するガイドライン」にて運用

※2013年3月府議会にて条例案を取り下げ、民間の取組み支援へシフト



## 官民が一体となった“分煙自治”が大阪でも始動 全国最大、20の関連団体、約2万店が参加

大阪府で飲食店を中心とした民間事業者が自主的に受動喫煙防止対策を推進する協議会を発足させた。今年、京都府で立ち上げられた組織に続く動きで、協議会の設立総会には、大阪府の担当者も出席し、「官民一体」で喫煙環境の改善に取り組もうという意気込みを感じた。

協議会の正式名称は「大阪府受動喫煙防止対策協議会」（以下、協議会）。9月に大阪市内で設立総会を開き、大阪府麺類食堂業生活衛生同業組合、大阪府喫茶飲食衛生同業組合など、飲食関連を中心とした20団体が参加した。

読 売 2013年3月20日

# 公共施設禁煙案を撤回

## 大阪府「厳しすぎる」議会反発

大阪府は19日、公共施設での全面禁煙義務化を目指す、開会中の府議会に提案していた「受動喫煙防止条例案」を取り下げることを決めた。過半数を占める知事与党の大阪維新の会など各会派が「内容が厳しすぎる」と反発し、可決のめどが立たないため、府は条例案の内容を再検討し、5月議会以降に提案し直す。この日の府議会健康福祉常任委員会で、府側が「議会の皆さんの理解を得られず申し訳ない。関係者との意見調整をしたい」と取り下げを表明。松井一朗知事も記者団に「議会に納得いただける条例案ができれば再提案したい」と述べた。条例案は、受動喫煙を防止するための学校や医療機関、官公庁などの施設内での分煙を認めず、全面禁煙とする一方、飲食店や宿泊施設は客離れへの懸念で配慮し、規制対象外としていた。しかし、各会派からは分煙スペースまで認めないのはおかしい、「健康増進法は全面禁煙まで求めている」など異論が上がっていた。

# 受動喫煙防止に向けた自治体の取組み事例（山形県）

山形県は、2014年に「やまがた受動喫煙防止宣言」を制定

2014年12月3日 河北新報

平成26年12月 定例会(第369号)-12月05日-02号 吉村知事答弁(抜粋)

受動喫煙防止対策の社会的枠組みについて申し上げます。

受動喫煙防止対策につきましては、本年五月に山形県受動喫煙防止県民運動推進会議を設置し、受動喫煙による健康影響についての正しい知識の普及を初め、子供や妊産婦を守るための啓発活動や、飲食店、旅館等に対する働きかけなど、関係者・関係団体と一体となって県民運動を進めてきたところであります。この県民運動により、受動喫煙の健康影響についての正しい理解が進み、飲食店や宿泊施設などにおける自主的な取組みも広がりつつあると認識しているところです。

私は、これまでの県民運動の成果を実態調査などで検証するとともに、県民の皆様や宿泊施設関係者など事業者の方々からの御意見もお聞きしながら、より実効性の高い受動喫煙防止対策の進め方を検討してまいりました。その結果、**条例で罰則を設けて規制する方法ではなく、規範や技術的基準、理念、方針などを定めるガイドラインや憲章でもない、県民みんなが主体的に受動喫煙のない地域社会づくりを進めるという強い意志を「宣言」という形で表明し、県民総参加で取組み、効果を上げていくことが山形県らしい方法であると考えたところ**であります。

2014年8月15日 山形新聞

## 私たちは受動喫煙防止対策に積極的に取り組めます

### 山形県受動喫煙防止対策事業者連絡協議会 設立

8/11(水) 設立総会実施

**協議会会員**

- 山形県理容生活衛生同業組合
- 山形県美容師生活衛生同業組合
- 山形県クリーニング業生活衛生同業組合
- 山形県農林生活衛生同業組合
- 山形県農産物生活衛生同業組合
- 山形県旅館ホテル生活衛生同業組合
- 山形県食肉生活衛生同業組合
- 山形県料理飲食生活衛生同業組合
- 山形県旅館生活衛生同業組合
- 山形県旅館飲食生活衛生同業組合
- 山形県観光飲食生活衛生同業組合
- 山形県観光飲食生活衛生同業組合
- 山形県建設業協同組合

協力：山形県 聯合後援：山形新聞・山形放送

お問い合わせ先 山形県受動喫煙防止対策事業者連絡協議会 事務局（山形県生活衛生同業組合団体協議会）  
〒990-0023 山形市松波3-2-12 TEL.0237-622-4891 FAX.0237-622-8072

#### 宣言

受動喫煙の問題は、業界全体で取り組むべき重要課題の一つであり、自主的に取り組むべき規制と認識しているところであります。

私どもは、受動喫煙防止対策を推進していきます。その一環として、お客様が来店する際の店内の喫煙環境をお守りする上では大変重要な役割と承知しており、「公開表示ステッカー」の普及に努めてまいります。

この際、民間事業者協同において、このような取組みの普及拡大を図ると、受動喫煙防止対策を推進していくことを目的に「山形県受動喫煙防止事業者連絡協議会」を設立いたしました。

私ども業界団体は、県民の皆様へ、これまで以上に受動喫煙防止対策に取り組んでまいります。

山形県受動喫煙防止対策事業者連絡協議会



たばこも自由にお楽しみ頂けます



全席禁煙とさせて頂いております



喫煙所と禁煙所をご用意しております



時間まで分煙しています

## 受動喫煙防止条例見送り

### 山形知事 宣言策定へ

吉村知事「山形県知事 目標を掲げる「やまがた受動喫煙防止宣言」を策定する方針を表明した。山形県議会12月定例会で、県議会が受動喫煙防止宣言を策定する方針を表明した。山形県議会12月定例会で、県議会が受動喫煙防止宣言を策定する方針を表明した。山形県議会12月定例会で、県議会が受動喫煙防止宣言を策定する方針を表明した。

「受動喫煙防止宣言」を策定する方針を表明した。山形県議会12月定例会で、県議会が受動喫煙防止宣言を策定する方針を表明した。山形県議会12月定例会で、県議会が受動喫煙防止宣言を策定する方針を表明した。

「受動喫煙防止宣言」を策定する方針を表明した。山形県議会12月定例会で、県議会が受動喫煙防止宣言を策定する方針を表明した。山形県議会12月定例会で、県議会が受動喫煙防止宣言を策定する方針を表明した。

「受動喫煙防止宣言」を策定する方針を表明した。山形県議会12月定例会で、県議会が受動喫煙防止宣言を策定する方針を表明した。山形県議会12月定例会で、県議会が受動喫煙防止宣言を策定する方針を表明した。

20



# 受動喫煙防止に向けた自治体の取組み事例（東京都）

掲載日 2015年07月23日 日本経済新聞

<5月30日・読売新聞・朝刊>

東京都は2015年6月、検討委員会の提言に「現在のガイドラインに基づく対策の一層強化」の文言が盛り込まれました。

その後、東京都は実効性のある取組みとして、ガイドラインに基づき、宿泊施設や飲食店の分煙環境整備の補助金事業（予算総額10億円）を新設し、2015年7月より募集をスタート。今後、都と民間事業者の連携が期待されます。

## ホテル・飲食 分煙応援

### 訪日客に対応 都、設備購入に補助

東京都はホテルや飲食 を対象に、喫煙室の設置 全面禁煙が一般的で、た店の分煙環境の整備を支 や分煙に必要な設備の購 ばこの害やにおいで感 援する。外国人客を積極 入を補助する。 な外国人客も多いことか 的に受け入れている施設 欧米各国では屋内での ら、都では受動喫煙を防

## 受動喫煙防止条例 先送り

### 都の検討会 法規制を求め

東京都の受動喫煙防止対 策を議論する有識者の検討 会は29日、「2020年東 京五輪・パラリンピックを 見据え、対策を一層強化す る必要がある」とする提言 をまとめた。注目されてい た受動喫煙防止条例の制定 については、「国の動向を 踏まえ、18年までに検討す る」との表現にとどめ、判 断を先送りした。 都によると、近年の五輪 開催都市は開催前に、公共 施設や飲食店を禁煙とする 内容などを盛り込んだ罰則 付きの法律や条例を制定し ている。 提言では「多くの委員が

きたい考えだ。 ムページやメニューに外 希望する施設や店舗に対 1施設につき300万円 国語表記を取り入れるな しては、日本たばこ産業 円を上限に、費用の5分 多言語対応に取り組 が「分煙コンサルタント」 の4を補助する。補助の んでいることが条件とな を派遣し、効率のよい分 対案は都内の宿泊施設と 中小企業の飲食店。ホー 27日に募集を始める。 る。

ら条例制定の必要性が述べ 投が開催される。規制は全 国統一にすることが望ま しく、国に対し法律での規 制を働きかける」などし だけでなく全国各地で競 た。

## 東京都補助金パンフレット



**対象業種**  
東京都内の宿泊施設

※ロビー、レストラン等、不特定多数の宿泊客が利用できる施設に限ります。客室は含みません。



**対象業種**  
東京都内の飲食店

※資本金5,000万円以下または常用従業員数50人以下の事業者

**補助率**  
**限度額**

補助率：補助対象経費の**4/5**  
補助限度額：1施設につき**300万円**

**対象経費**

喫煙室等の設置に必要な経費のうち、設備費、機械装置費、備品費、工事費、給排気設備費（換気扇、ダクト工事など）、電気工事費等

これから分煙に取り組まれる。宿泊・飲食施設の事業者の皆様へ

外国人旅行者の受入れに向けた 宿泊・飲食施設の 分煙環境整備補助金のご案内

**1施設につき300万円までの補助あり!**

申請受付開始：平成27年7月27日（月曜日）

宿泊・飲食施設事業者を応援する制度です！ 旅館的な知見を有する分煙コンサルタントが無料補助員し、わかりやすくアドバイスいたします！

東京都

# 受動喫煙防止に向けた自治体の取組み事例（市区町村）

その他、市区町村の事例として、条例は制定されていませんが、

東京都港区・千代田区・練馬区  
千葉県流山市は、

事業者向けの  
補助金制度を設けています。



流山市ホームページ

● 屋内喫煙所設置などにかかる助成の条件

条件	千代田区		港区	
	面積	6.6平方メートル以上	5平方メートル以上	
設置費	助成上限	500万円	1000万円 (3平方メートル以上の場合)	
	助成割合	100%	100%	
	維持管理費	助成上限	月額20万円	月額12万円
維持管理費	助成割合	80%	100%	
	助成期間	5年間	5年間	
路上禁煙条例施行	2002年		2014年	

路上喫煙を防止しようと、千代田区と港区は、屋内の喫煙所整備を支援する制度を相次いでスタートさせた。民間のビルなど、誰でも自由に利用できる喫煙所を屋内に設けた場合、整備費の助成条件を大幅に緩和する。都内では、路上喫煙を禁止する条例が定着する一方、喫煙所の設置が進んでおらず、両区の取り組みに注目が集まっている。

千代田区の新制度は昨年未だスタート。従来は助成対象を「16・5平方メートル以上の喫煙所」に限定していたが、「6・6平方メートル以上に条件を緩和。助成金額は500万円は超え

## 喫煙所整備へ助成拡充 千代田と港 条件緩和し分煙強化

千代田区の新制度は昨年未だスタート。従来は助成対象を「16・5平方メートル以上の喫煙所」に限定していたが、「6・6平方メートル以上に条件を緩和。助成金額は500万円は超え

擴くが、補助率を5割から全額に引き上げた。維持管理費の助成率も8割に引き上げ、月額20万円まで助成する。

一方、港区も4月から助成対象を「20平方メートル以上」から「5平方メートル以上」に、20平方メートル以上の喫煙所を整備する場合、助成金額の上限を従来の2倍に当たる1000万円とした。維持管理費の助成も新たに始め、月額12万円を上限に5年間、助成する。

従来の制度は、助成対象が限定されていたことなどを理由に利用が進まず、制度を活用して設置された屋内の喫煙所は、千代田区では制度が始まってから009年以降で計5か所、港区では13年以降で1か所にとどまっていた。

千代田区は02年、全国で初めて、路上禁煙条例を、まぐ活用して、分煙が進んだ。港区も14年に同条例を施行した。両区では、小規模店舗の空きスペースや、商業ビルの空きテナントなどの活用を想定しており、港区の担当者は「制度をうり、新たな客呼び込みにつかかっているのでは」とコメントしている。

<4月22日・読売新聞・朝刊>

### 流山市受動喫煙防止対策 助成金制度のご案内

受動喫煙防止対策に取り組む市内の飲食店、旅館業等の中小企業の事業主の皆様へ対策費用の一部を助成します。

1. 流山市受動喫煙防止対策助成金制度の目的

厚生労働省の「受動喫煙防止対策助成金制度」を利用して分煙等の対策に取り組んだ事業主に費用の一部を助成し、多くの事業者が受動喫煙防止対策に取り組める環境を整えることにより、一層の受動喫煙防止対策の推進を図ることを目的としています。

2. 支給対象となる事業主

この助成金は、次の①、②のいずれにも該当する事業主が支給の対象となります。

①厚生労働省が受動喫煙防止対策助成金支給要綱（厚生労働省発基安0916第1号）に基づき支給する受動喫煙防止対策助成金（以下「国の受動喫煙防止対策助成金」という。）の支給決定を受けた市内に存する事業場の事業主

②市税を滞納していない者

3. 助成金の額について

助成金の額は、国の受動喫煙防止対策助成金の支給決定額と同額になります。

流山市受動喫煙防止対策助成金について

問い合わせ先  
流山市保健センター（流山市健康福祉部健康増進課）  
〒270-0192  
住所 流山市西新石4丁目1433番地の1  
電話 04-7154-0331

練馬区 報道連絡メモ 送付日 2012年 3月 9日 練馬区広報  
区長室 広聴広報課 報道係 電話 03-5984-2693

**光が丘IMAに屋内喫煙所を設置**  
商業施設に区内で初めて区の助成制度を活用して屋内喫煙所を設置

と き 平成24年3月9日（金曜）正午オープン

と ころ 光が丘IMA（光が丘5丁目1番1号）

大規模団地である光が丘団地内の複合商業施設「光が丘IMA」に、受動喫煙防止のための屋内喫煙所が設置された。これは、商業施設を管理する株式会社新都市ライフが、区内で初めて区の助成制度を活用して設置した。全国的に同様の費用助成を行って喫煙所が設置された事例は、千代田区に続き2例目。

設置された喫煙所は、外光を取り込みやすいようにガラス張り、他の空間から独立した個室となっている。煙はダクトを経由し屋外に排出されるため、店内には漏れ出さない仕組みとなっており、営業中であれば誰でも使用することができる。



光が丘IMAの屋内喫煙所

# 受動喫煙防止に向けた取組み事例（厚生労働省）

厚生労働省ホームページ

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

## 「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

平成26年6月25日に、改正「労働安全衛生法」が公布され、平成27年6月1日から、職場の受動喫煙防止対策（事業者・事業場の実情に応じた適切な措置）が事業者の努力義務となりました。

事業者の皆さまは、まず、事業場の現状を把握・分析し、実行が可能な対策のうち、最も効果的なものを実施するよう努めてください。

受動喫煙防止対策を行う際には、その費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ぜひ、ご活用ください。

### 対象となる事業主

次のすべてに該当する事業主が対象です。

- 労働者災害補償保険の適用事業主
- 次のいずれかに該当する中小企業事業主

業 種		常時雇用する労働者数 <sup>※</sup>	資本金 <sup>※</sup>
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※労働者数が資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

- 事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主

### 助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
喫煙室の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械設置費など	1/2	200万円

・交付は事業場単位とし、1事業場につき1回とします。  
 ・同じ事業場で複数の場所に措置を講じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。（1申請の上限額は200万円）

厚生労働省も2011年度より、事業者が分煙を行う際の公費助成制度を設けており、積極的な展開を行っております。

- #### <助成の対象となる措置>
- 一定の基準<sup>※</sup>を満たす喫煙室の設置・改修  
※喫煙室の入口で、喫煙室内に向かう風速が0.2 m/秒以上
  - 一定の基準<sup>※</sup>を満たす屋外喫煙所（閉鎖系）の設置・改修  
※喫煙所での喫煙で、喫煙所の直近の建物の出入口などにおける粉じん濃度が増加しない
  - 一定の基準<sup>※</sup>を満たす換気装置の設置など（宿泊業・飲食店を営んでいる事業場のみ）  
※喫煙区域の粉じん濃度が0.15 mg/m<sup>3</sup>以下、または必要換気量が70.3 × (席数) m<sup>3</sup>/時間以上



# 「びばいヘルシーライフ21」推進に向けたご提案

# 「びばいヘルシーライフ21」 推進に向けたご提案

## 1. 屋外条例施行にともなう喫煙環境整備について

JR美唄駅やバスターミナル等、市民の集散の多い場所に、導線に配慮した喫煙場所を整備して寄贈いたします。環境美化の観点からも有効な屋外分煙を提案いたします。

### ご提案

- ① 屋外喫煙設備の整備と寄贈
- ② 路上喫煙ルールの周知と啓発を目的とした啓発看板の設置と寄贈

■ JR美唄駅前



■ JR北広島駅前喫煙所



■ JR岩見沢駅前喫煙所



■ 旭山動物園喫煙所



■ J R 稚内駅前喫煙所



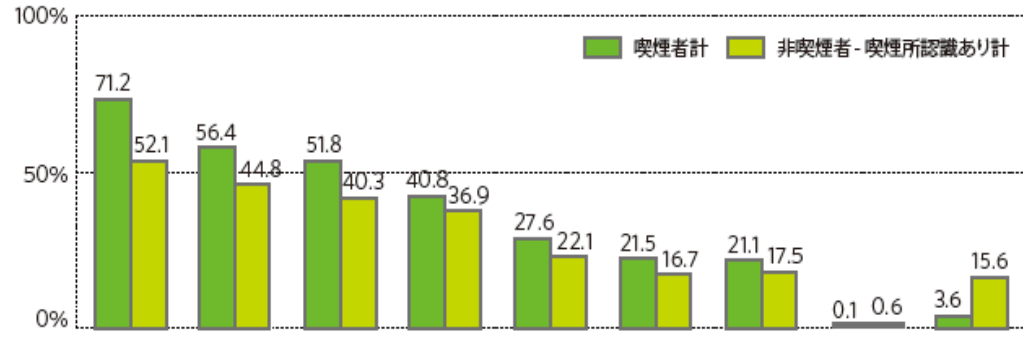
■ 啓発看板



# 参考) 喫煙者・非喫煙者ともに屋外喫煙所のメリットを認識

- 屋外喫煙所が設置されていることのメリットとしては、「歩きたばこをする人が減る」という回答が最も多く、ついで「ポイ捨てが減る」となっており、喫煙者・非喫煙者共に屋外喫煙所設置のメリットを認識している

Q：屋外喫煙所が設置されていることの効果として、以下の中であてはまると思うものをお選びください。ご自身にとってだけでなく、非喫煙者（喫煙者）や街全体をイメージしてお答えください。



	歩きたばこをする人が減る	ポイ捨てが減る	人ごみ等、非喫煙者も近くにいる中で喫煙する人が減る	煙やにおいなどの迷惑が減る	やけど等の危険性が減る	防火になる	火事の危険性が減る	街の印象がよくなる	その他	メリットはない／メリットはひとつもない
喫煙者計 (1800)	71.2	56.4	51.8	40.8	27.6	21.5	21.1	0.1	0.1	3.6
非喫煙者-喫煙所認識あり計 (1800)	52.1	44.8	40.3	36.9	22.1	16.7	17.5	0.6	0.6	15.6

(株) マーケティング・センター調べ (2013年)

2003年9月11日 朝日新聞



# 「びばいヘルシーライフ21」推進に向けたご提案

## 2. 市民マナー啓発へのご協力①

ポイ捨てや歩きタバコの防止、また未成年者への受動喫煙防止の配慮を目的とした喫煙者へのマナー啓発について、以下の取組みにてご協力させていただきます。

### ご提案

① JR美唄駅等での駅前清掃の展開や啓発物品（ティッシュ等）の配付 ※市民マナー向上に寄与

#### ■清掃活動（JR美唄駅前）

2015.6.13\_プレス空知

たばこ組合美唄婦人部  
JR駅周辺で  
ゴミ拾い活動

【美唄】喫煙者のマナー向上をよむかけようと、たばこ販売店の店主などをつくる岩見沢地方たばこ販売協同組合美唄婦人部（吉岡フサエ部長、14店）は5日、JR美唄駅の周辺で清掃活動を行った。

この日参加したのは市内各店の会員12人。「ひろえは街がすきになる運動」として、5月からは10月の月初めに定期的にクリーン作戦を実施し、喫煙者にもマナーの向上を呼び掛けている。

参加者はそろいのユニホームで歩きながら、たばこの吸い殻などを拾って「クリーン美唄」をアピール。吸い殻のポイ捨ても減ってきているよつです」と話していた。

【五十嵐悟】





# 「びばいヘルシーライフ21」 推進に向けたご提案

## 2. 市民マナー啓発へのご協力②

### ご提案

② マナー啓発ポスターのご提供 ※市民マナー向上に寄与

市有施設や市内の喫煙所等、ご希望の場所にマナー啓発メッセージを掲出



# 「びばいヘルシーライフ21」 推進に向けたご提案

## 2. 市民マナー啓発へのご協力③

### ご提案

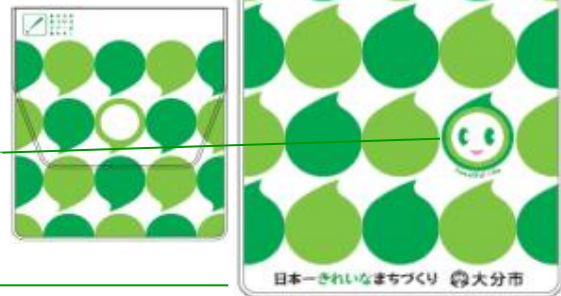
③ 美咲市オリジナルの携帯灰皿のご提供 ※ポイ捨て防止に寄与

渋谷区



・渋谷区分煙ルールを紹介

大分市



・シンボルキャラクターを活かしたデザイン

・市のスローガンを明記

墨田区



・地域の特徴をいかしたデザイン

目黒区



柏市



# 「びばいヘルシーライフ21」 推進に向けたご提案

## 2. 市民マナー啓発へのご協力④

### ご提案

④ 希望される市内の施設へ灰皿をご提供 ※歩きたばこの防止に寄与

Standard ashtray for all environment  
**標準スタンド灰皿**  
屋外・屋内 共用タイプ



**共有社会を担って**

- 「使い易さ」「美観のしなやかさ」を実現  
※取組とご協力により、より使いやすくなります。

<オプション別でこんな事も！>

- 取組上部にメッセージボード取付可能  
(別売、メッセージボードは別オプションです)
- 台座に盗難防止チェーン取付穴を標準  
(別売、チェーンは別購入となります)
- 台座に盗難防止用防犯カメラ取付穴を標準  
(別売、カメラは別購入となります)

サイズ		材質	
外径	φ364×H737mm	本体	ステンレス SUS304
自重	4.8kg	取組	アルミ (銀り加工)
取組材質	4.8kg	取組	アルミダイキャスト

ご撮影にあたってのお願い  
ご撮影にあたっては、必ず事前にご連絡ください。ご撮影の場、必ずご挨拶をお願いします。

日本たばこ産業株式会社

compact ash tray for all environment  
**小型スタンド灰皿** 屋外・屋内 共用タイプ



**特徴**

- 観望される方にとって、立ったままでも、座っていても使いやすい高さ設計
- タバコの煙が流しやすき構造にする「凸凹部分」を四隅中央に配置
- メンテナンス性を考慮したボットの設計
- 目玉の盗難を防止するチェーン付き
- さらゆる暴風時にマッチするスリムな外観
- 台座に盗難防止用チェーン取付穴を配置  
(別売、チェーンは別購入となります)
- 取組上部にメッセージボードの取付が可能  
(別売、メッセージボードは別オプションです)

サイズ		材質	
外径	φ214×H410mm	本体	ステンレス SUS304
自重	4.2kg	取組	アルミダイキャスト
取組材質	3.0kg	取組	アルミダイキャスト

ご使用にあたってのお願い  
ご使用にあたっては、必ず事前にご連絡ください。ご撮影の場、必ずご挨拶をお願いします。

日本たばこ産業株式会社

メッセージボード付き  
**特大スタンド灰皿**

両面灰皿にも取り付け可能です。



**仕様**

片側設置		両側設置	
サイズ	本体: W500×D300×H1800mm 取組: W450×D250×H1750mm	サイズ	本体: W500×D300×H1800mm 取組: W250×D300×H2000mm
材質	本体: ステンレス SUS304 取組: ステンレス SUS304 ボード: ポリカーボネート	材質	本体: ステンレス SUS304 取組: ステンレス SUS304 ボード: ポリカーボネート
取組重	25kg	取組重	40kg

日本たばこ産業株式会社



# 「びばいヘルシーライフ21」 推進に向けたご提案

## 2. 市民マナー啓発へのご協力⑤

### ご提案

⑤ 市の主要催事への弊社マナー啓発イベント（ひろえば街が好きになる運動）の出展

5月「びばい桜まつり（東明公園）」、8月「びばい歌舞裸まつり（市役所前）」等でのマナー啓発イベントの展開



## ひろえば街が好きになる運動

吸う人も 吸わない人も こちよ世の中へ。



参加してくれた人数

1,573,352人



集めたゴミの重量

785.4t

### 現在までの活動実績

2004.05.03～2015.07.10 現在



実施回数

1,700回



協働団体数

3,434団体

日本中でゴミを集めるのは、  
日本中にマナーを広めたいからです。

JTでは「ひろえば街が好きになる運動」という  
清掃活動を行っています。  
自治体、学校、ボランティア、各催事の実行委員会や  
協働団体など、さまざまな人たちとゴミをひろう当活動。  
参加者の多くが「楽しい」「有意義」「これからはもうすてない」と  
答えてくれるのが、何よりの成果です。

～『ひろう』という体験を通じて、  
『すてない』気持ちを育てたい。  
もっともっとすてない人を増やしたい。～

そんな願いから生まれたこの活動は、これからも続きます。



# 「美唄市受動喫煙防止ガイドライン」推進に向けたご提案

# 「美唄市受動喫煙防止ガイドライン」 推進に向けたご提案

## 1. 「美唄市受動喫煙防止ガイドライン」の周知活動へのご協力

官民一体となったガイドラインの周知と運用強化を目的としたアクションプランとして、例えば、憲章（京都府）や宣言（山形県）のような新たなメッセージを策定され、発信されることも有効な周知方法と考えております。

### ご提案

- ① 市広報へのご協力（北海道新聞空知版やプレス空知へのガイドライン周知のご協力）
- ② 市キャンペーンへのご協力（ガイドライン啓発物品の寄贈や展示会等へのご協力）

【市の広報物】



【新聞等】



【市の啓発物品等のご提供】



【看板等】



# 「美唄市受動喫煙防止ガイドライン」 推進に向けたご提案

## 2. 分煙コンサルティング ※実効性の高い対策を推進

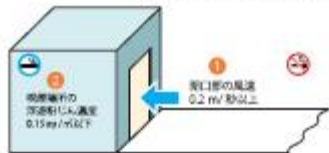
「どのように分煙すればいいのか分からない」「喫煙スペースからのニオイや煙の洩れを防止する方法を教えて欲しい」など、分煙環境に関する私たちへのご相談件数は、年々増加しており、弊社はこれまでに約15,000件のご相談を頂いております。貴市及び市内の各施設につきまして、弊社も全面的なご協力させていただきます。

### 分煙環境整備の考え方

適切な分煙環境をつくるには、排気風量を確保することにより「①喫煙場所から非喫煙場所へのたばこの煙やニオイの漏れ防止」「②喫煙場所の良好な空気環境の維持」を行うことが大切です。  
この2つを満たすために、厚生労働省で定められた以下の数値を参考に分煙環境整備を進めます。

- ① 喫煙場所から非喫煙場所へのたばこの煙やニオイの漏れ防止 (たばこを吸われない方への配慮)
  - 開口部における、非喫煙場所から喫煙場所に向かう風速の確保 **0.2 m/秒 以上**
- ② 喫煙場所の良好な空気環境の維持 (たばこを吸われる方の快適性向上)
  - 喫煙場所の浮遊粉じん濃度の低減 **0.15 mg/m<sup>3</sup> 以下**

※厚生労働省「分煙効果判定基準策定検討会報告書」参照



#### 厚生労働省「分煙効果判定基準策定検討会報告書」(2002年6月)

厚生労働省が、分煙効果の評価方法、分煙のあり方等について検討を行い、まとめた報告書です。  
屋内における有効な分煙条件が具体的に定められており、非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ(0.2 m/秒以上)があること、喫煙室内の条件として、粉じん濃度0.15 mg/m<sup>3</sup>以下、一酸化炭素濃度を10 ppm以下とすること、等が示されています。

### ①「喫煙場所から非喫煙場所へのたばこの煙やニオイの漏れ防止」

喫煙場所から非喫煙場所へたばこの煙やニオイを漏らさないためには、喫煙場所と非喫煙場所の境界部分(開口部)で、喫煙場所へ向かう気流が必要となります。  
境界部分(開口部)の空気の流れ(面風速)は、0.2 m/秒以上を確保するようにしましょう。この風速があれば、煙やニオイが外に漏れ出さないとされています。



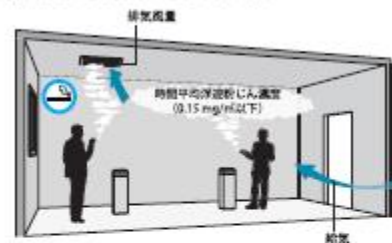
境界部分(開口部)の空気の流れは、開口部の面積と排気風量によって決まります。  
面風速0.2 m/秒を確保するための排気風量は、以下の計算式で求められます。

$$\text{排気風量 (m}^3/\text{分)} = \text{開口部面積 (m}^2) \times \text{空気の流れ} 0.2 \text{ (m/秒)} \times 3,600 \text{ (秒/分)}$$



### ②「喫煙場所内の良好な空気環境の維持」

喫煙場所内の空気を良好に保ち、たばこを吸われる方も快適に過ごせるようにするには、換気量を確保し、室内の浮遊粉じん濃度を抑える必要があります。  
室内の浮遊粉じん濃度(時間平均)は、利用者数(たばこの消費本数)から求められ、0.15 mg/m<sup>3</sup>以下であることが望ましいとされています。



室内の浮遊粉じん濃度を時間平均0.15 mg/m<sup>3</sup>以下に抑えるための排気風量は、以下の計算式で求められます。

$$\text{排気風量 (m}^3/\text{分)} = \frac{10 \text{ (mg)} \times \text{1時間当たりのたばこの消費本数}}{0.15 \text{ (mg/m}^3)}$$

※たばこ1本から発生する粉じん量(厚生労働省報告書より引用)

#### 必要排気風量の考え方(まとめ)

必要排気風量の算定については、以下の2つの方法をご紹介します。  
①境界部分(開口部)における空気の流れ0.2 m/秒以上を確保するための算定方法  
②室内の浮遊粉じん濃度を0.15 mg/m<sup>3</sup>以下に保つための算定方法  
一般的には、②の方法で算定した排気風量のほうが、①の方法で算定した排気風量より大きくなります。  
私たちのコンサルティングにおいては、境界部分(開口部)で0.2 m/秒以上の空気の流れ(面風速)を確保したうえで、可能であれば室内の浮遊粉じん濃度を0.15 mg/m<sup>3</sup>以下に保てるような換気計画とすることを案内しています。

# 「美唄市受動喫煙防止ガイドライン」 推進に向けたご提案

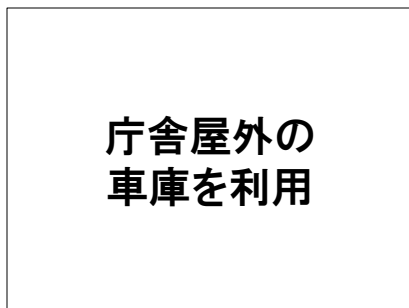
## 2. 分煙コンサルティング（官公庁） ※実効性の高い対策を推進

多くの市民が集い、職員や議員の働く官公庁には、屋内や敷地内の喫煙場所整備が必要です

### ご提案

#### ① 美唄市施設（市役所・市民会館）への分煙コンサルティングと喫煙設備等の寄贈

■美唄市役所



■札幌市役所本庁舎



■札幌市東区役所



■旭川市役所第二庁舎



■美唄市民会館



■札幌市中央区役所



■函館市役所





# 参考) 敷地内を全面禁煙化した自治体の事例

※敷地内を全面禁煙化した自治体庁舎では、職員による路上喫煙が問題視され、喫煙場所を再設置した事例があります



2015.7.15 17:15

## 大阪府庁に喫煙所復活 懲りない歩きたばこ職員を「強制収容」

敷地内が全面禁煙となっている大阪府庁（大阪市中央区）について、松井一郎知事は7月15日の定例会見で、職員の喫煙所を復活させることを明らかにした。橋下徹知事（現大阪市長）の意向で平成20年から全面禁煙となったが、周辺の路上で喫煙する職員が後を絶たず、府民から「見苦しい」といった苦情が寄せられたという。代わりに路上喫煙者は処分も検討する。



たばこのマナーを守りましょう

喫煙所は庁舎内には設けず、駐車場として活用している近くの府有地などに、2カ所程度を設ける予定。灰皿は置かず、携帯灰皿の持参を求める。

府庁の庁舎や出先機関の敷地内は、たばこを吸わない橋下前知事の意向で20年から全面禁煙になり、庁舎内の喫煙室も廃止された。

しかし、昼休みなどに周辺の路上で喫煙する職員は後を絶たず、近くの大阪城公園が喫煙スポット化し、公共の場所で路上喫煙しないよう求めた大阪市条例に反しているとして、府が市から注意を受けたこともある。

松井知事は設置理由について「路上喫煙は法律違反ではないが、府民からみてマナーが悪い」と説明。自身も愛煙家だが「僕はちゃんと吸える場所に行く。知事就任後は路上喫煙はしたことはない」とも話した。



足立区ホームページ

更新日: 2014年3月11日

## 足立区役所本庁舎敷地内に「喫煙スペース」を開設しました

本庁舎南館西側、新設職員専用駐輪場横に、3月11日午後から喫煙スペースを開設しました。

足立区は、健康増進法の受動喫煙防止の観点から尊重した「足立区施設の受動喫煙防止対策のための基本方針」を策定し、従来の分煙方式では不完全との判断から区施設敷地内の全面禁煙を段階的に進めてきました。

しかし、その結果、本庁舎敷地外での喫煙による受動喫煙やポイ捨ての苦情が寄せられるに至り、これらを防ぐ方策について検討してきたところです。また、平成25年第1回足立区議会定例会において「足立区役所の敷地内に喫煙所を造る陳情」が採択されたことから、基本方針の範囲内において、やむを得ず喫煙スペースの設置を決定したところでございます。

区民の皆様、並びにご来庁者の皆様におかれましては、このような事情についてご理解をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

# 「美唄市受動喫煙防止ガイドライン」推進に向けたご提案

## 2. 分煙コンサルティング（民間施設） ※実効性の高い対策を推進

### ご提案

#### ② 市内民間施設（美唄駅・飲食店・宿泊施設・商業施設等）へのコンサルティング巡回訪問

■札幌ステラプレイス



■ホテルオークラ札幌



■札幌ファクトリー



#### 新千歳空港（北海道）

2010年3月26日の「新千歳空港 国際線 旅客ターミナルビル」の開港と同時に、新たに喫煙スペースが設けられました。

出発フロア内にある喫煙スペースは、たばこの煙やニオイの漏洩防止に配慮し、十分な給排気設備が設けられています。

また、滞留時間の長い国際線の利用者が快適に過ごせるように、さまざまな工夫が施されています。

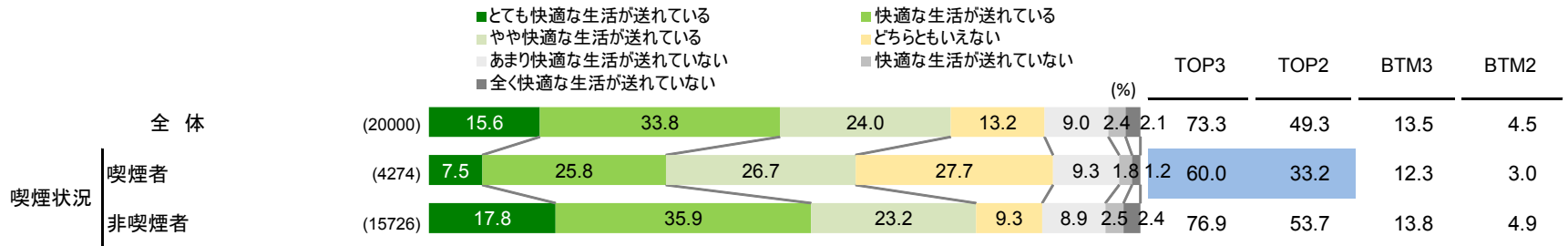


# 参考) 分煙浸透度・理解度と事業者の取組分煙進展期待度・賛否

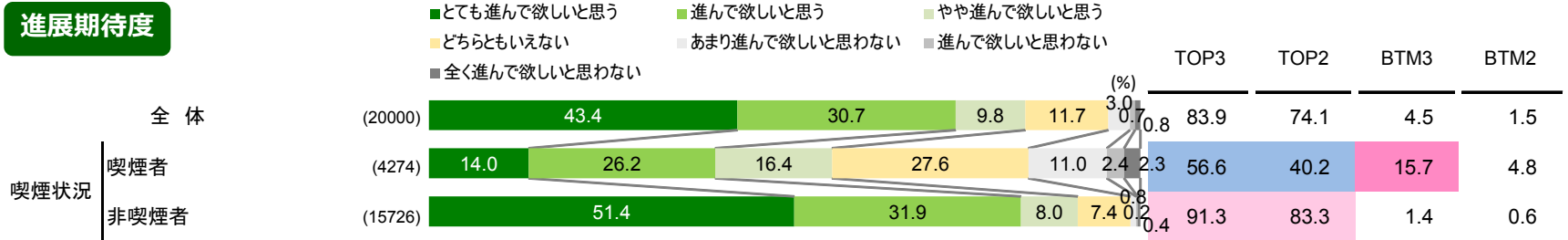
## たばこで不快な思いをしているという人はごく少数派

## 分煙が進行することへの期待は非常に大きい

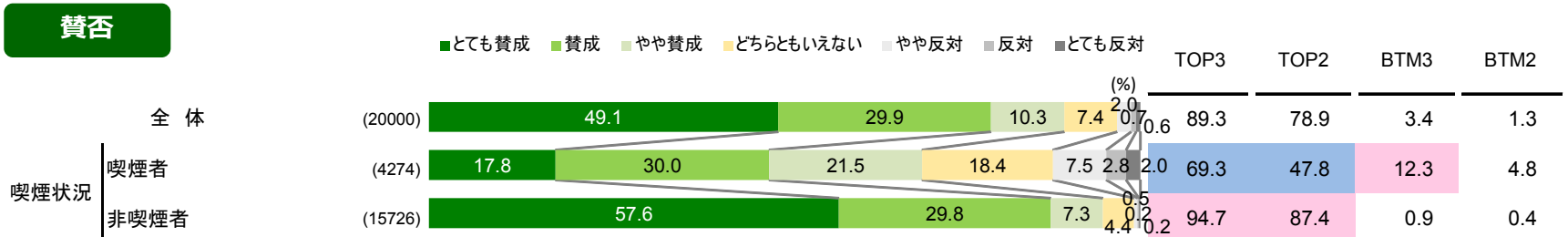
あなたは普段、たばこを吸うことに関して、どの程度快適な生活が送れていますか。  
あなたは普段、たばこの二オイや煙の迷惑を感じない快適な生活をどの程度送れていますか。



あなたは今後、どの程度「分煙」が進んで欲しいと思いますか。



日本で今後「分煙」が進んでいくことに、あなたはどの程度賛成ですか。



# 「美唄市受動喫煙防止ガイドライン」推進に向けたご提案

## 3. 店頭表示 ※実効性の高い対策を推進

JTは、各施設の喫煙ルールを店頭ステッカーやポスター等で掲載することは、入店前のお客様に事前に施設の喫煙ルールをお知らせできる取組であり、意に反してたばこの煙に曝されることを防ぐことが出来る有効かつ簡単にできる分煙の手法と考えています。特に飲食店等、お客様が利用する施設を自由に選べる施設では、多くの施設管理者が実施できる有効な取組と考えおり、私どものウェブサイトでもご紹介して普及活動を実施しております。現在、札幌市様は業界団体と連携され市内の貼付に努められており、貴市におかれましても同様の展開について、弊社もご協力をさせていただきます。

### ご提案

- ① 美唄市オリジナルの店頭表示ステッカーのデザイン開発と寄贈
- ② 市内の民間施設への分煙コンサル訪問時の取組説明と貼付活動

#### ■店頭表示ステッカー（札幌市）



① 〈喫煙〉店舗標用サイン



② 〈禁煙〉店舗標用サイン



③ 〈分煙〉店舗標用サイン



④ 〈時間分煙〉店舗標用サイン



# 参考) 店頭表示ステッカーの事例紹介

※自治体・業界団体・商店街・企業など、様々な団体が店頭表示を推奨しています

## 兵庫県ステッカー



## 山口県ステッカー



## 静岡県飲食業生活衛生同業組合



## 下北沢商店連合会



## 大阪王将 (イートアンド株式会社)



## 全国飲食業生活衛生同業組合連合会



## 川崎中央商店街連合会



## おわりに

私たちJTは、実効性の高い受動喫煙防止対策として、市民マナーの向上と施設の分煙対策が有効と考えています。

まずは「美唄市受動喫煙防止ガイドライン」の周知と徹底を行い、市民の自発的な意識改善や事業者の対策を促す施策を優先すべきであり、

それらのステップを踏まえた上で、条例の検討がなされるべきと考えています。

そして、美唄市民のマナー向上と喫煙についての課題解決に向けて、最大限のご協力を行わせて頂き、市政へ貢献したいと考えております。

# 参考資料

1. 喫煙のリスク（喫煙と健康）
2. 受動喫煙と健康影響
3. 受動喫煙規制と経済影響
4. JTの取組み事例紹介（分煙コンサル活動）
5. 屋外喫煙所のメリットと許容度
6. 喫煙所設置によるポイ捨て減少報告
7. 分煙浸透度・理解度と事業者の取組
8. たばこ税と美唄市税込について



---

# 1. 喫煙のリスク(喫煙と健康)



# 喫煙と健康に関するJTの考え方

たばこは特定の疾病のリスクファクターです。例えば喫煙は肺がん、心筋梗塞などの虚血性心疾患、肺気腫等の慢性閉塞性肺疾患などの疾病や、低出生体重児、早産などの妊娠に関連した異常のリスクを高めることが、主として疫学研究により示されています。

しかしながら、がん等、喫煙と関連があるとされる疾病の発生には、喫煙のみならず、住環境(大気汚染等)、食生活、運動量、ストレス、遺伝的要因等様々な要因が影響しており、また、例えば、動物実験においては、たばこ煙のみを吸入させる方法により、がんを発生させることは困難であるとされています。

したがって、喫煙と疾病との関係については、今後の更なる研究が必要だと考えています。

私たちは、たばこは喫煙と健康に関する客観的・科学的な情報を踏まえて喫煙するかしないか等を成人の方々自らが判断すべき嗜好品であると考えています。

次ページ以降において、「喫煙は特定の疾病のリスクを高める」ということ、「更なる研究が必要である」との理由について、ご紹介いたします。

# 能動喫煙に関する注意文言

喫煙は、あなたにとって肺がんの原因の一つとなります。

疫学的な推計によると、喫煙者は肺がんにより死亡する危険性が非喫煙者に比べて約2倍から4倍高くなります。

(詳細については、厚生労働省のホームページ [www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html](http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html) をご参照ください。)

喫煙は、あなたにとって心筋梗塞の危険性を高めます。

疫学的な推計によると、喫煙者は心筋梗塞により死亡する危険性が非喫煙者に比べて約1.7倍高くなります。

(詳細については、厚生労働省のホームページ [www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html](http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html) をご参照ください。)

喫煙は、あなたにとって脳卒中の危険性を高めます。

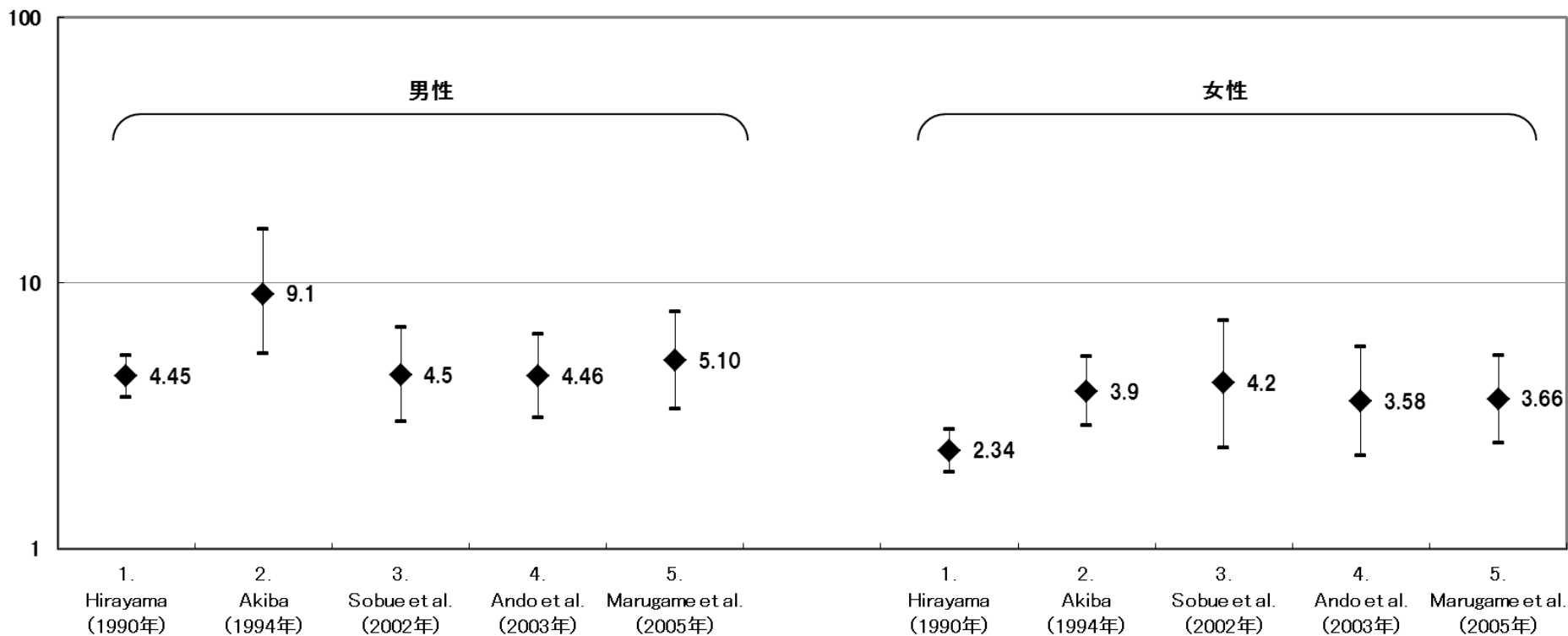
疫学的な推計によると、喫煙者は脳卒中により死亡する危険性が非喫煙者に比べて約1.7倍高くなります。

(詳細については、厚生労働省のホームページ [www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html](http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html) をご参照ください。)

喫煙は、あなたにとって肺気腫を悪化させる危険性を高めます。

(詳細については、厚生労働省のホームページ [www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html](http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html) をご参照ください。)

## 肺がんの相対危険度



※肺がんについては多くの疫学研究が報告されている。うち日本の大規模な疫学研究結果を上記のグラフに取り上げた。  
一貫して有意な結果が示されていることがわかる。

※1については90%の信頼区間、他は95%の信頼区間

※2について1日あたりの喫煙本数が24本より多い男性喫煙者を対象、他は男性の現喫煙者を対象

# 疫学的推計とは

## 疫学研究 (Epidemiology):

人間集団を対象に病気と様々な要因について統計的な調査を行い、それらの関連を調べる学問。

(例)



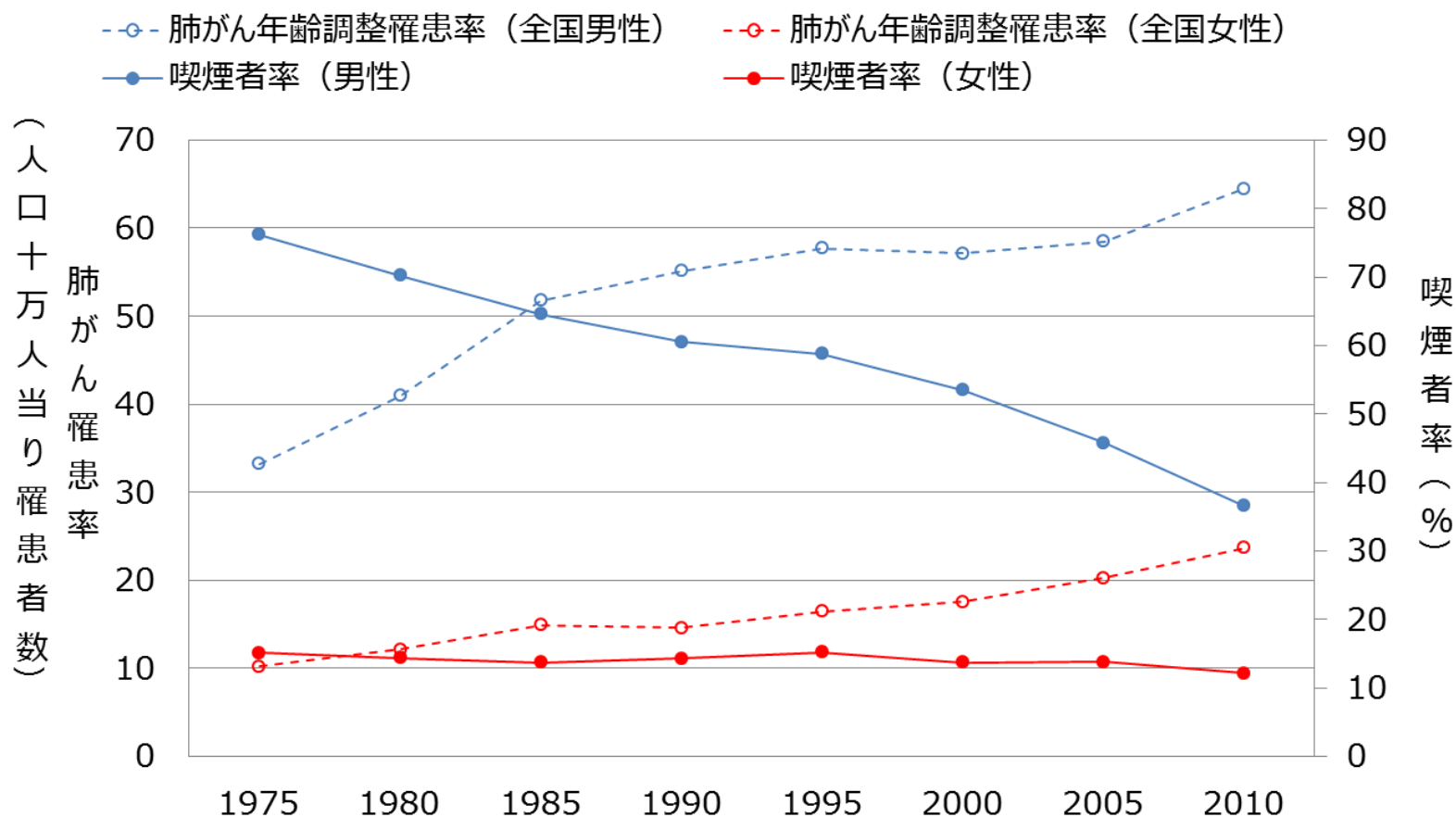
相対危険度 = 喫煙者群の肺がん死亡率 / 非喫煙者群の肺がん死亡率

上記の場合の相対危険度:  $(107/100,000) / (24/100,000) \doteq 4.45$



# 喫煙者率と肺がん罹患率の推移(日本)

※新規追加

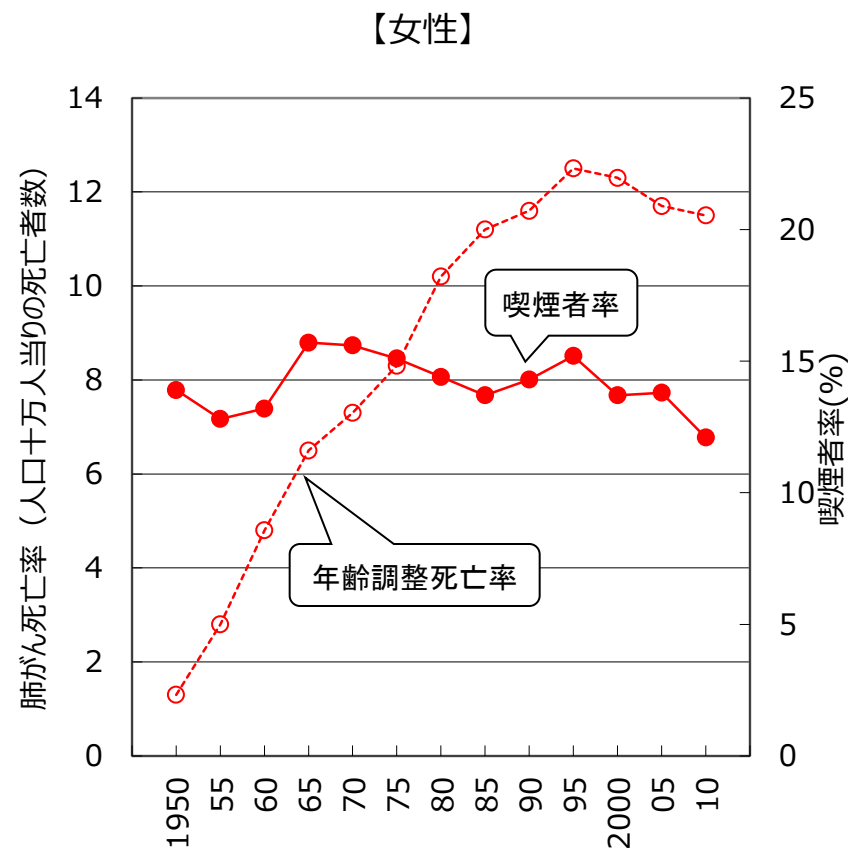
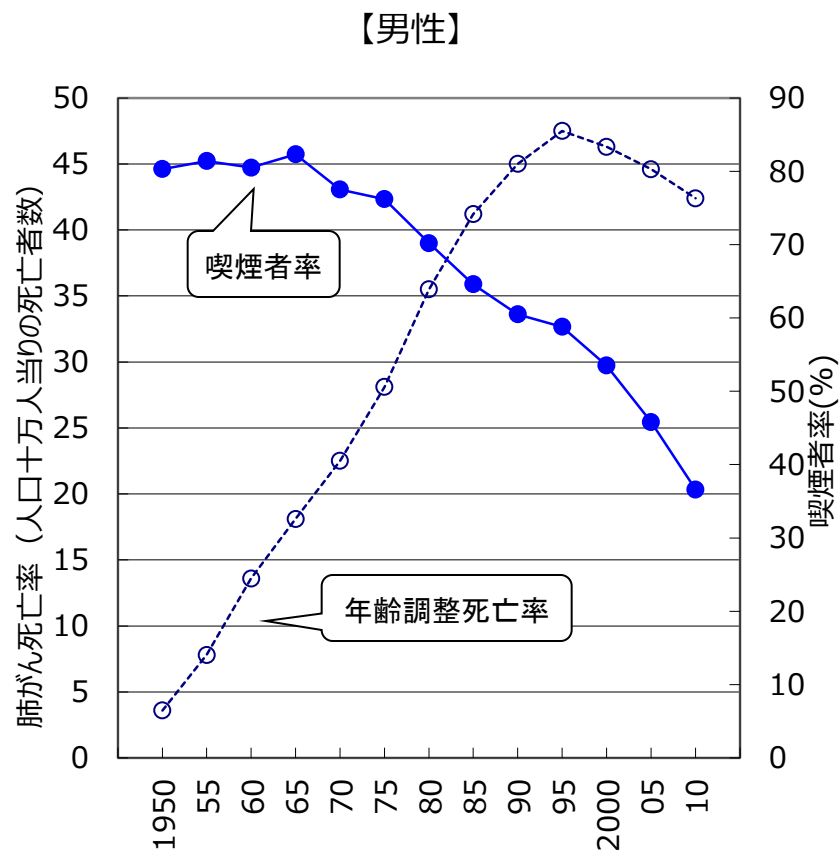


出典) ・肺がん罹患率: 「地域がん登録全国推計によるがん罹患データ」 国立がん研究センターがん対策情報センター (昭和60年モデル人口を基準とした地域がん登録全国推計値)

・喫煙者率: JT調査

# 喫煙者率と肺がん死亡率の推移(日本)

※データ更新



出典)

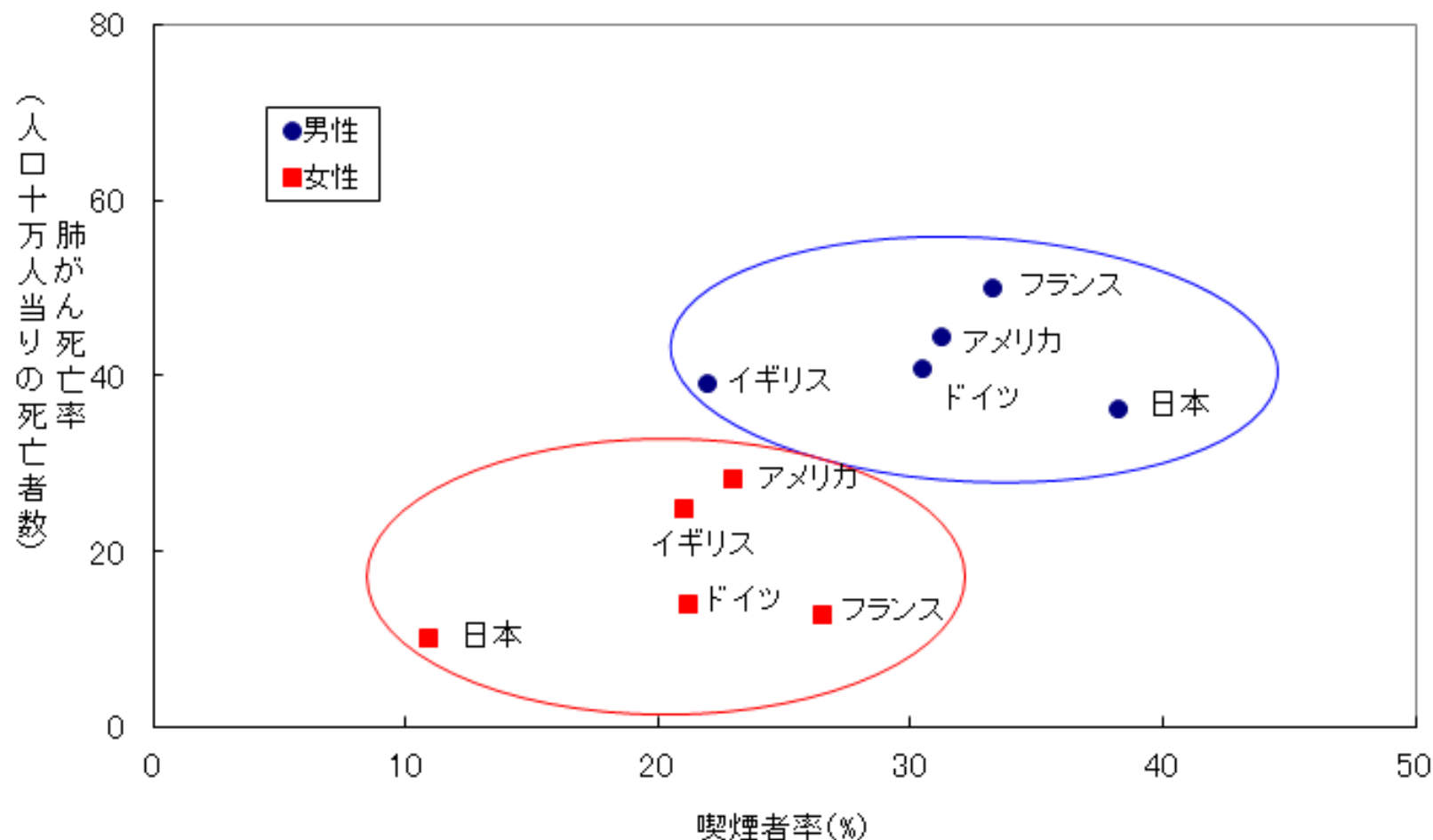
年齢調整死亡率:「人口動態統計」厚生労働省(昭和60年モデル人口を基準とした年齢調整死亡率)

喫煙者率: JT調査

\* 図を見やすくするために、女性の目盛りの範囲を男性に比べて狭くしています。

# 各国の喫煙者率と肺がん死亡率の関係

※データ更新



注) 肺がん死亡率は、肺がんの他、気管・気管支のがんを含む

出典) 肺がん年齢調整死亡率(2008):WHO Disease and injury country estimates 2011

喫煙者率(2009) : WHO Report on the Global Tobacco Epidemic 2011

# たばこと動物実験

動物実験において、たばこのタールをマウスの皮膚に塗布する実験では、皮膚腫瘍の発生が確認されていますが、たばこ煙のみを吸入させる方法により、腫瘍を発生させることは困難です。

- たばこの発がん性に関する動物実験は、皮膚に直接たばこタールを塗る実験や皮下に注射するなどの、通常の喫煙方法によらないものや他の発がん物質を併用するものが多い。
- たばこ煙を吸入させる動物実験においても、実験条件が非常に高濃度の曝露であったり、他の発がん物質を併用している、肺がんが非常に発生しやすい特殊な系統の実験動物を用いている等の問題点を考慮してもなお、ほとんどの研究では腫瘍の発生や増加が認められていない。

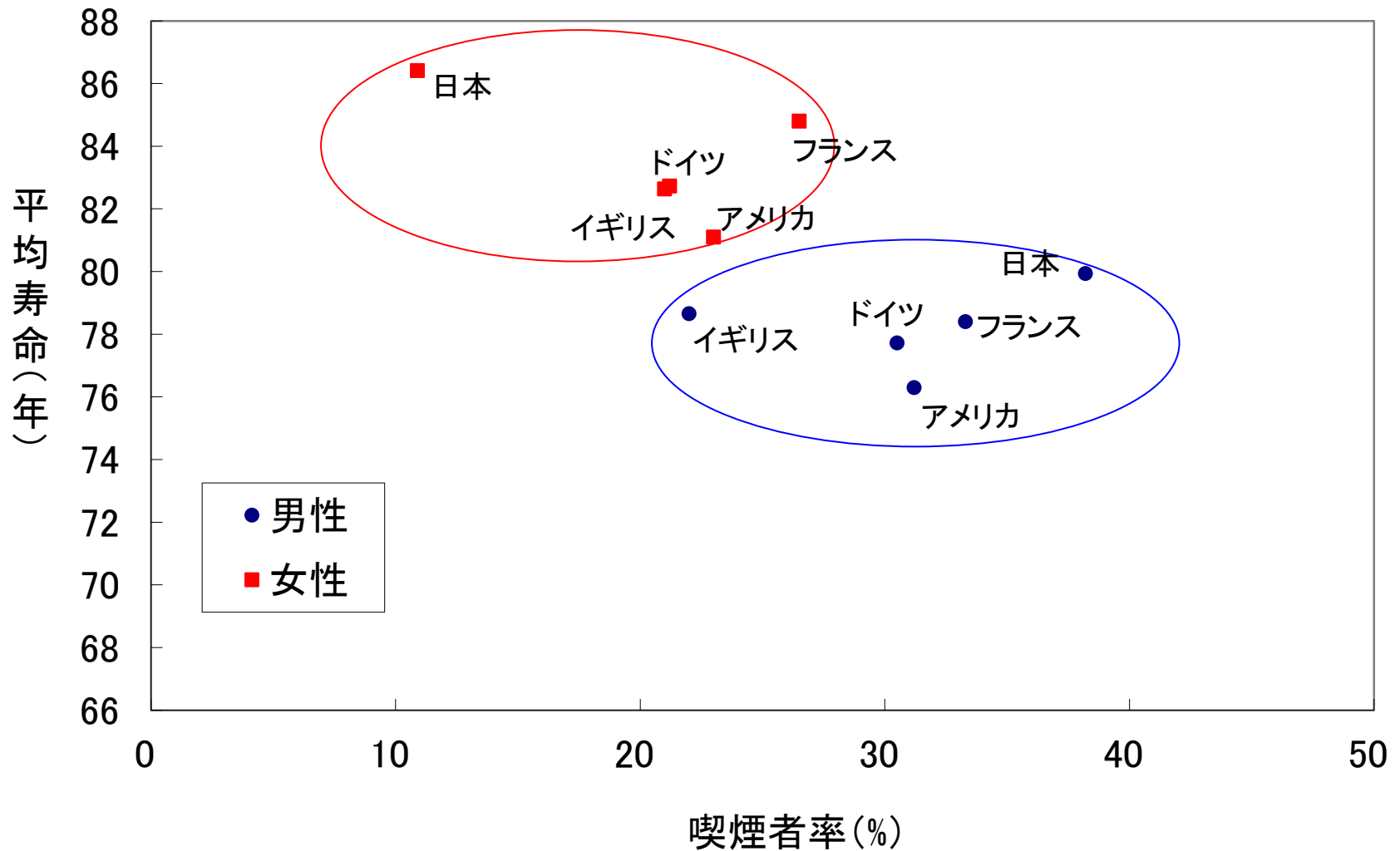


# 肺がんと関係が指摘されている諸因子

危険因子	生活習慣	喫煙
		脂肪の摂取
		多量飲酒
		運動習慣なし
	職業曝露	アスベスト労働従事者
	大気汚染	自動車排ガスの曝露
防御因子	食習慣	感染症
		肺結核
		その他
		ペットとしての鳥類の飼育
		野菜の摂取
		果物の摂取

# 各国の喫煙者率と平均寿命の関係

※データ更新



出典) 平均寿命、喫煙者率 : 国民衛生の動向(2013/2014)



---

## 2. 受動喫煙と健康影響

# 受動喫煙について

- たばこを吸われる方、吸われない方双方にご理解いただける  
よりよい「分煙社会」の実現に向けて、  
私たちの取り組みのさらなる充実を図っていく上で、  
皆様と共有しておくべき情報として、  
受動喫煙に関する客観的な科学的事実をご紹介します。



## 受動喫煙と健康影響

環境中たばこ煙は、喫煙者が吸入した煙(主流煙)の吐出煙と、たばこの先端から出る煙(副流煙)とが、空気中で拡散し、薄められたものです。また、このような環境中のたばこ煙を喫煙者の周囲の人が吸い込むことを「受動喫煙」と呼ぶことがあります。

環境中たばこ煙は、周囲の方々、特にたばこを吸わないの方々にとっては迷惑なものとなる場合があります。また、気密性が高く換気が不十分な場所では、環境中たばこ煙は、眼、鼻および喉への刺激や不快感などを生じさせることがあります。このため、私たちは、周囲の方々への気配り、思いやりを示していただけるよう、たばこを吸われる方々をお願いしています。また私たちは、公共の場所等での適切な分煙に賛成し、積極的に支援しています。

一方、環境中たばこ煙は非喫煙者の疾病の原因であるという主張については、説得力のある形では示されていません。環境中たばこ煙への曝露と非喫煙者の疾病発生率の上昇との統計的関連性は立証されていないものと私たちは考えています。また、環境中たばこ煙は、空気中で拡散し、薄められているので、喫煙者が吸い込む煙中の成分の量と比べると、非喫煙者が吸い込む量は極めて少ないものです。動物で発がん性を評価する試験においても、環境中のたばこ煙により、腫瘍を発生させることは極めて困難です。

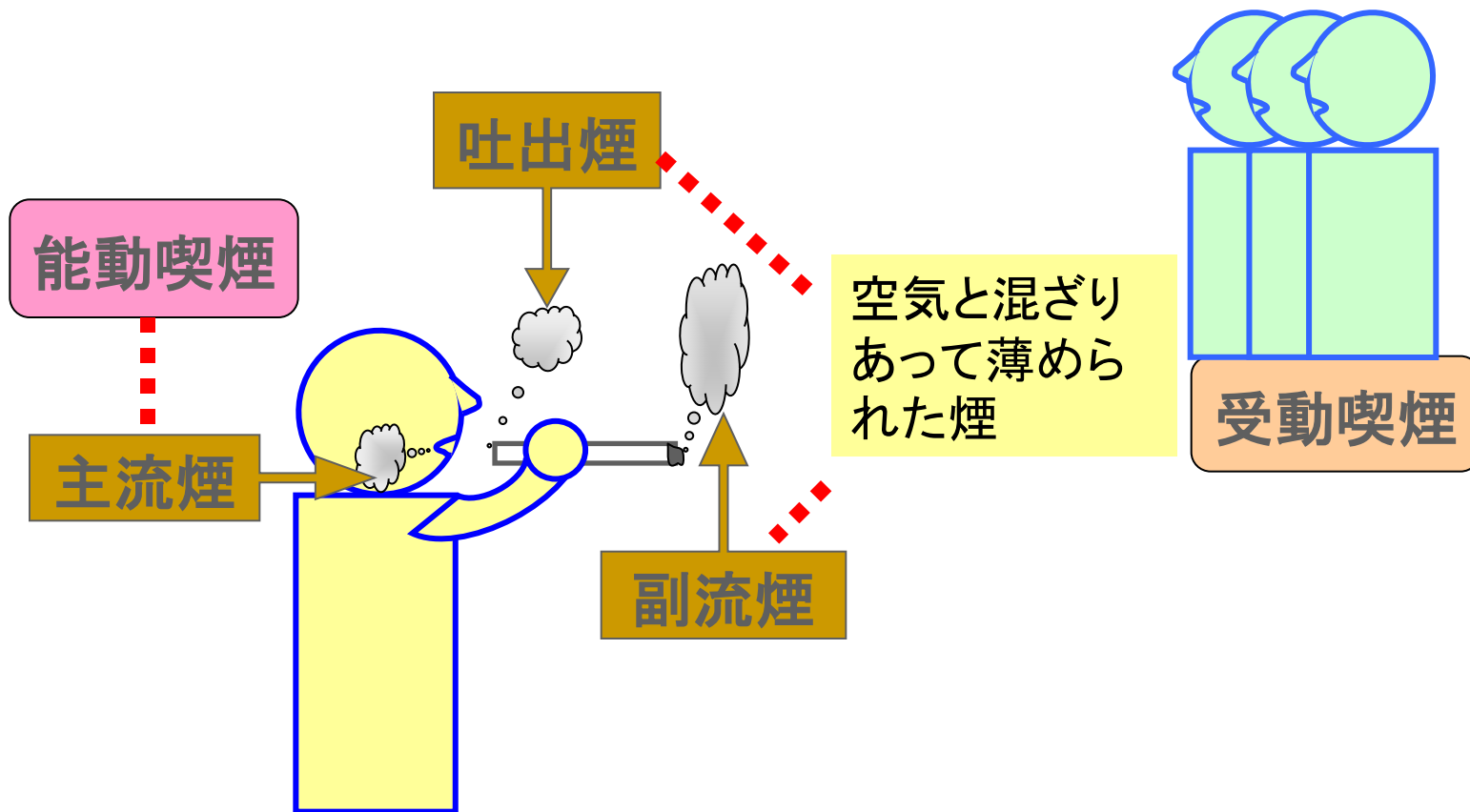
なお、乳幼児、子供、お年寄りなどについては、特段の配慮が必要です。例えば乳幼児や子供に関しては、未就学期における環境中たばこ煙への曝露と喘息の悪化等の呼吸器症状との関連性について報告した疫学研究が多数あります。乳幼児、子供、お年寄りなどは環境中の物質による刺激に対して特に敏感であったり、また自分で意思表明をしたり場所を移動したりすることが難しい場合があるため、その周りでの喫煙は控えることをお勧めします。

(JT websiteより抜粋)

<http://www.jti.co.jp/corporate/enterprise/tobacco/responsibilities/responsibility/smoke/index.html>

# 受動喫煙とは

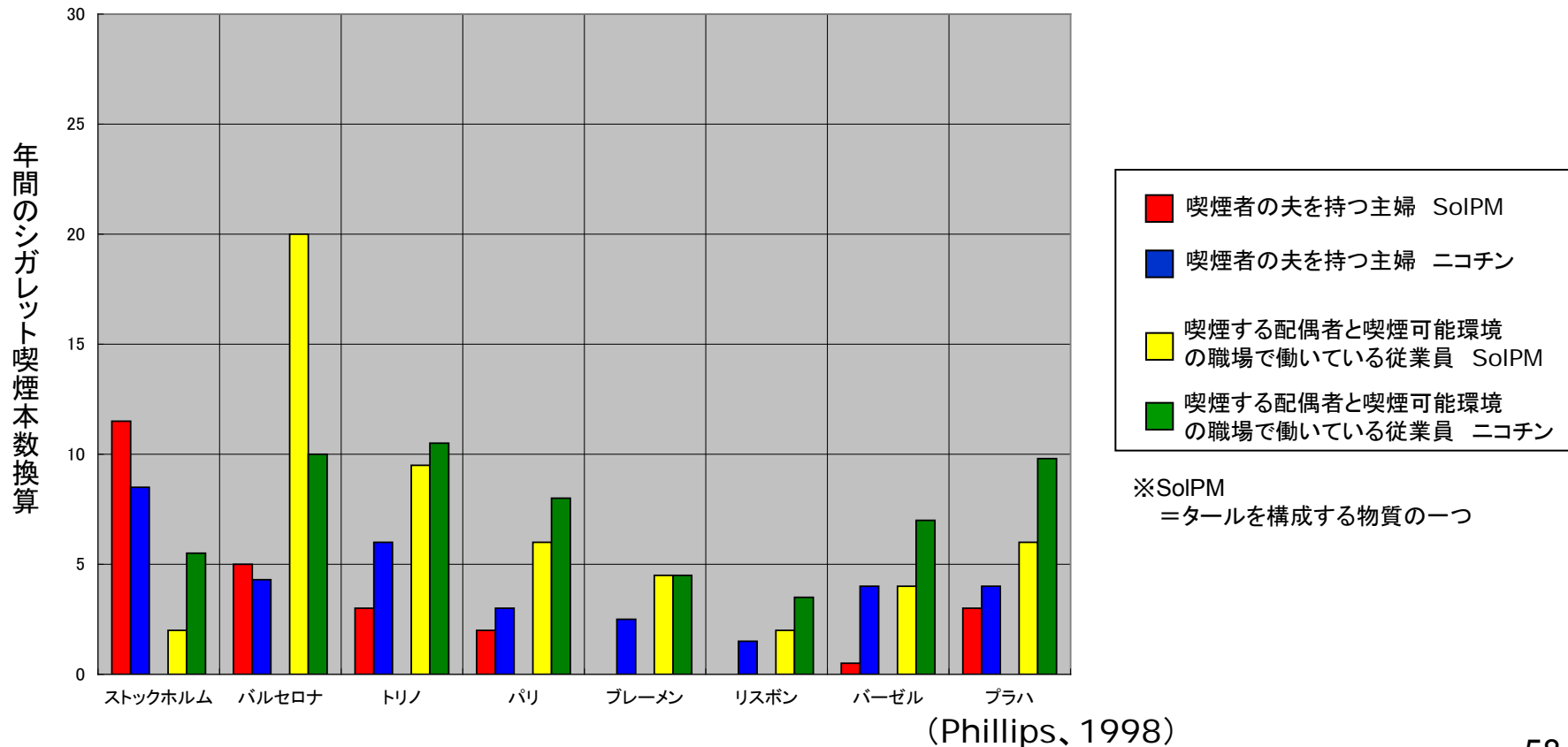
- 環境中たばこ煙とは、喫煙者が吸い込んだ煙(主流煙)の吐出煙と、たばこの先から立ちのぼる煙(副流煙)が空気中で混ざりあって、希釈されたものです。
- このような環境中たばこ煙を周囲の人が吸い込むことが「受動喫煙」と言われます。



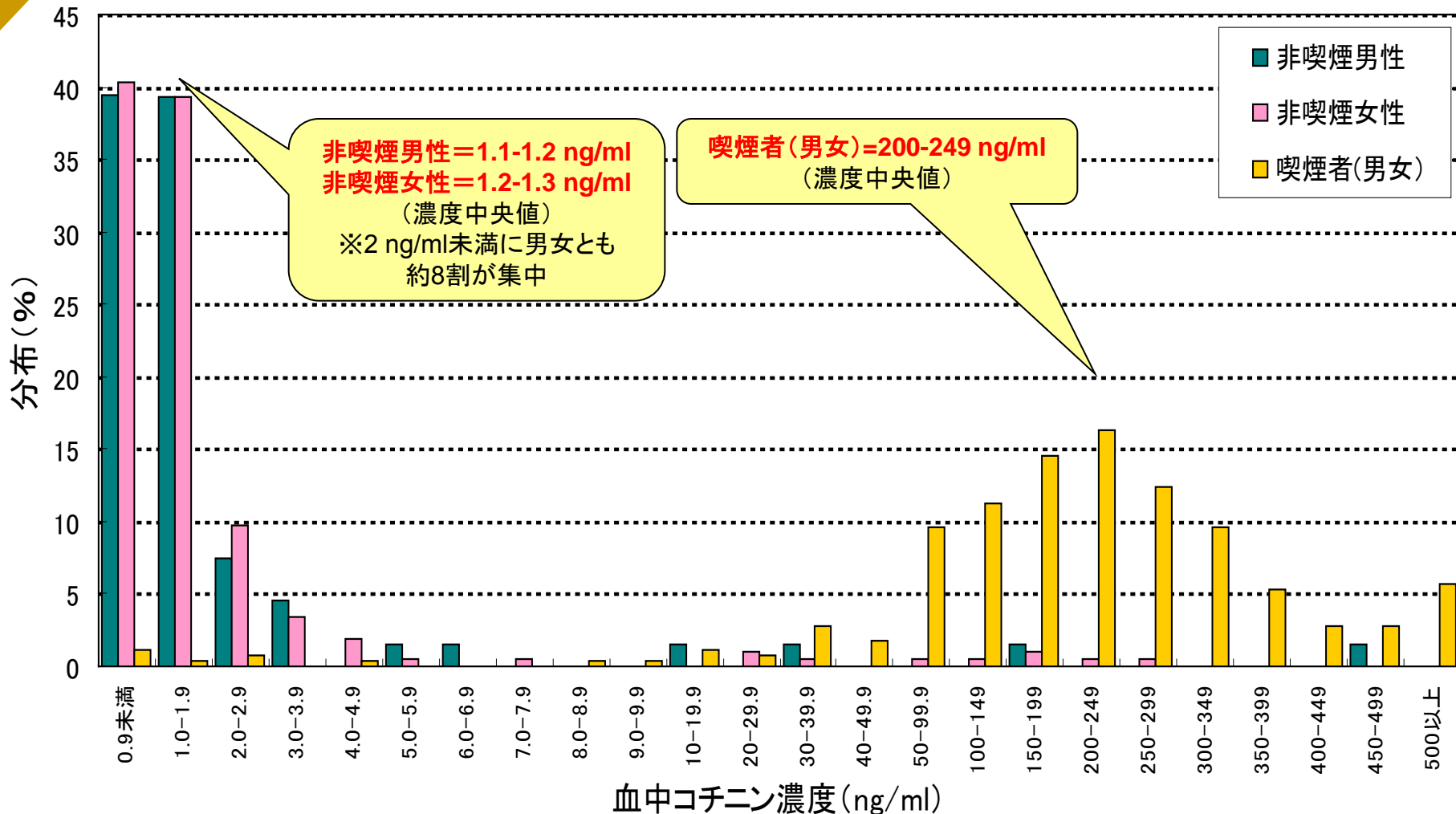
# 環境中たばこ煙の成分と、周囲の方が吸い込む量

- 環境中たばこ煙は空気中で急速に拡散して薄められるため、周囲の方の吸い込む煙の量は喫煙者が吸い込む煙(主流煙)に比べると非常に僅かな量になります。

欧州8カ国において非喫煙者が吸い込む「環境中たばこ煙」の調査結果



# 喫煙者と非喫煙者(ほぼ毎日の受動喫煙)の血中コチニン濃度分布



平成15年度国民健康・栄養調査報告(厚生労働省)のデータより作図



# 受動喫煙の健康影響

- (急性影響)

環境中のたばこ煙によって、眼、鼻、喉への刺激や不快感などの症状が発生することがあります。

- (慢性影響)

子供の受動喫煙が呼吸器系疾患や症状の悪化、例えば喘息発作の誘因となることが多くの疫学研究により報告されています。

肺がんなどの慢性疾患については、受動喫煙によってリスクが上昇するという報告と上昇するとは言えないという報告の両方があり一貫していません。

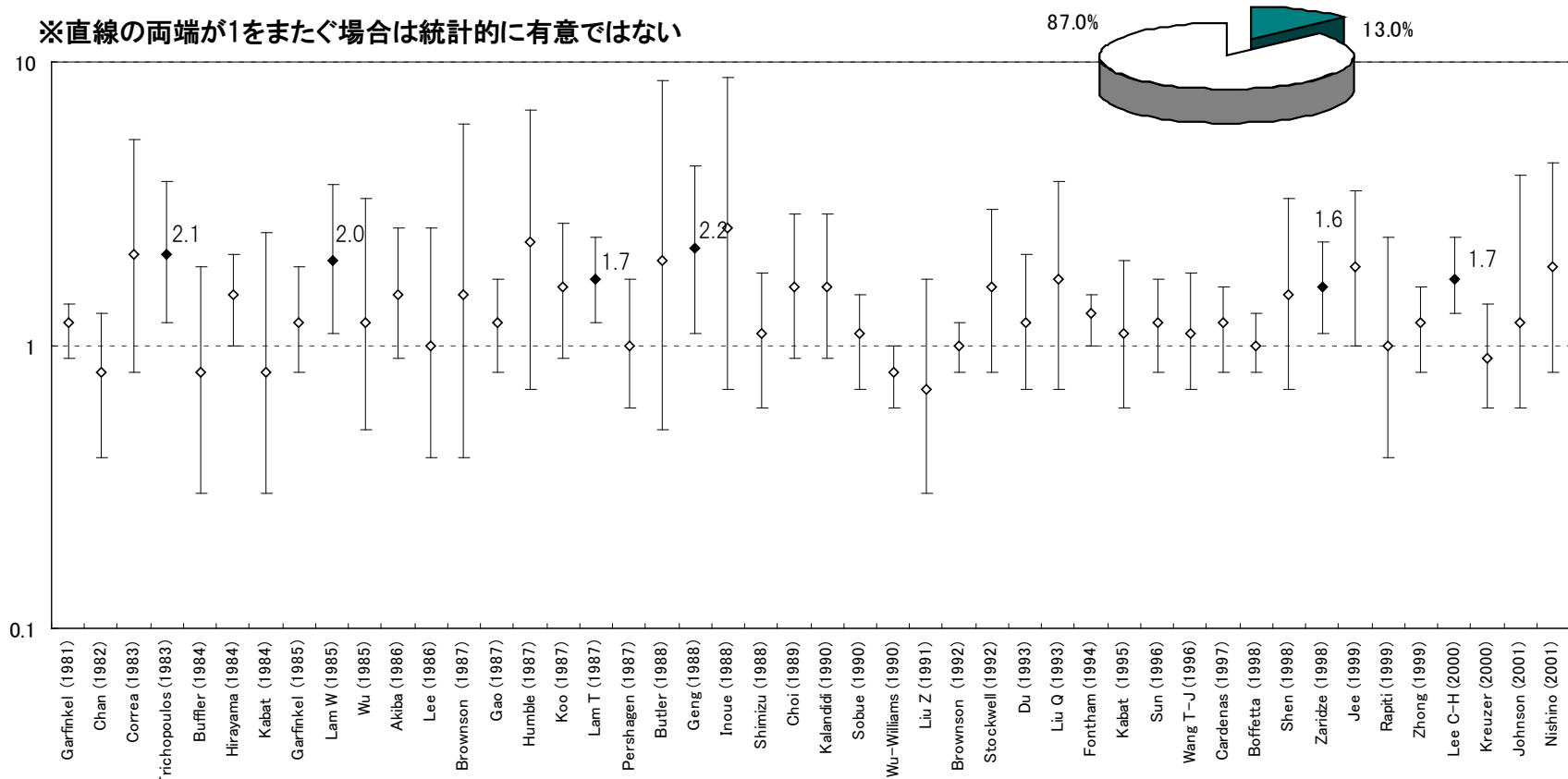
# 受動喫煙の健康影響

## 受動喫煙の肺がんリスクに関する個々の疫学調査(1)

夫から受動喫煙を受ける妻(非喫煙者)の肺がんリスク

- 受動喫煙との関連が統計的に有意である論文
- 受動喫煙との関連が統計的に有意でない論文

※直線の両端が1をまたぐ場合は統計的に有意ではない



出典: IARC Monograph No.83(2004)

受動喫煙の影響が統計的に有意な論文は46報告中、6報告(13.0%)

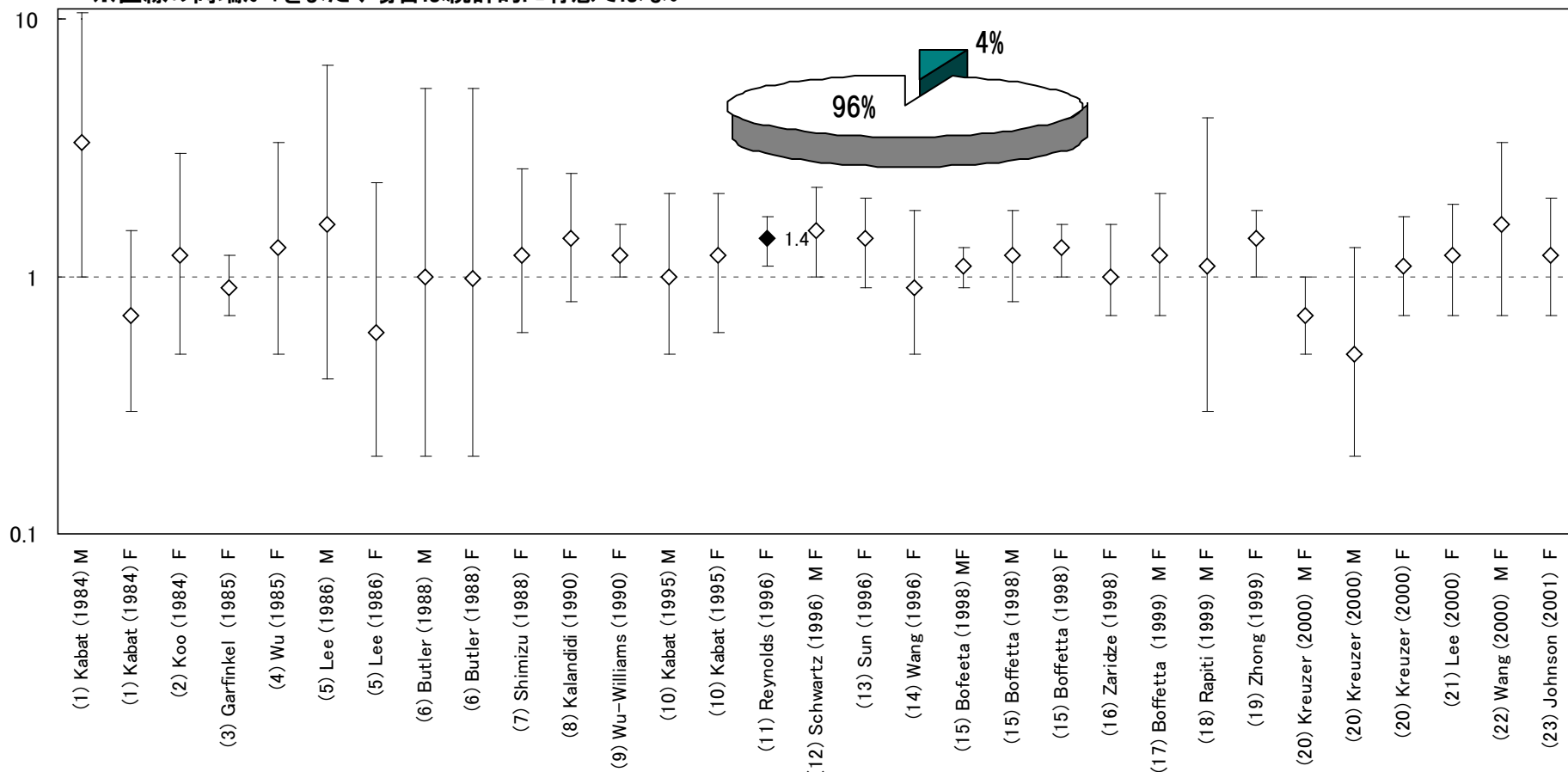
# 受動喫煙の健康影響

## 受動喫煙の肺がんリスクに関する個々の疫学調査(2)

### 職場で受動喫煙を受ける非喫煙者の肺がんリスク

■ 受動喫煙との関連が統計的に有意である論文  
 □ 受動喫煙との関連が統計的に有意でない論文

※直線の両端が1をまたぐ場合は統計的に有意ではない



出典: IARC Monograph No.83(2004)

受動喫煙の影響が統計的に有意な論文は23報告中、1報告(4%)

# 受動喫煙の健康影響

## 受動喫煙の肺がんリスクに関するメタアナリシス(統合分析手法)による評価

### 米国環境保護庁(EPA)の報告(1993年)

:複数の疫学研究結果を統合

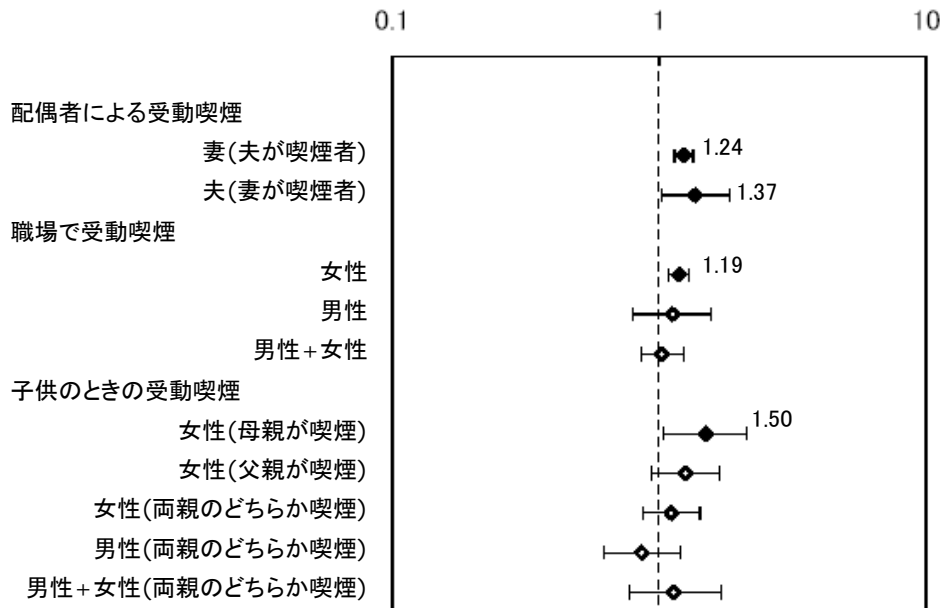
(相対リスク)



### 国際がん研究機関(IARC)の報告(2004年)

:複数の疫学研究結果を統合

(相対リスク)



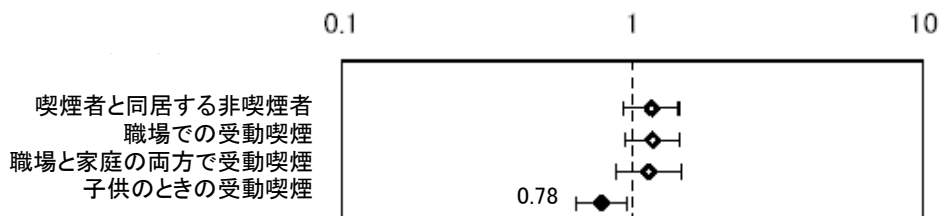
● 米国環境保護庁 (EPA) や国際がん研究機関 (IARC)では、複数の疫学調査結果を統合して分析(メタアナリシス)した結果、受動喫煙は肺がんのリスクを高めると報告しています。

- しかし、このメタアナリシスという手法を用いることには問題があり、受動喫煙リスクについては議論の余地があるという医学専門誌の意見があります。
- EPAによる評価は、リスクがある報告を恣意的に集めた結果であるとして、米国の裁判において、その信頼性について批判がなされています。
- IARC報告のために取りまとめられた46の疫学調査結果の8割近くは、受動喫煙以外の主要な要因の影響が排除されていないデータにより分析されています。

# 受動喫煙の健康影響

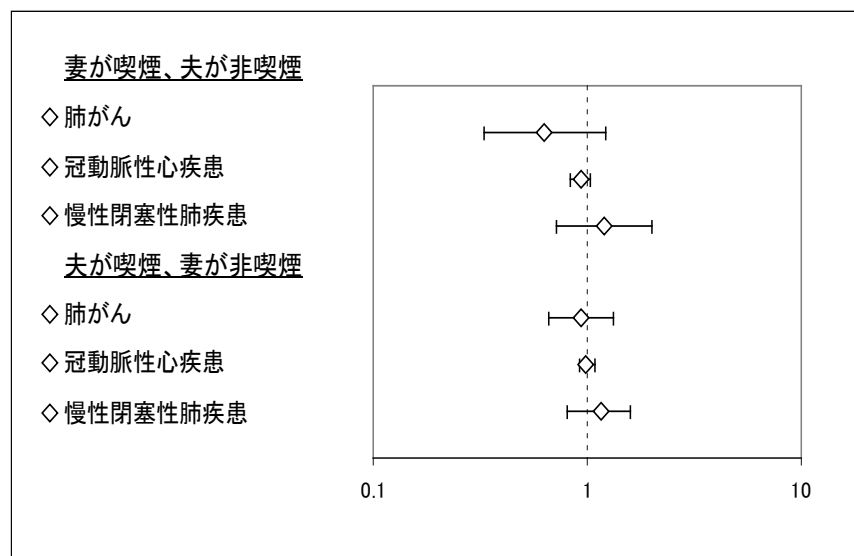
## 受動喫煙に関する大規模疫学研究の結果

### 国際がん研究機関(IARC)による疫学調査(1998年) 【肺がんに対する受動喫煙の相対リスク】



### カリフォルニア州の大規模疫学調査結果(2003年)

#### 【各種疾患に対する配偶者からの受動喫煙の相対リスク】



● IARCが欧州7カ国で実施した疫学調査 (650人の肺がん患者群と1,540人の対照群を調査した症例対照研究)では、受動喫煙のリスクは明確ではないとの結果が得られています。

● 米国カリフォルニア州で行われた過去最大規模の疫学調査(約3万5千人の喫煙未経験者を38年間追跡したコホート研究)においても、受動喫煙と肺がん、冠動脈性心疾患、あるいは慢性閉塞性肺疾患による死亡との間には明確な関連は認められていません。



### 3. 受動喫煙規制と経済影響 (神奈川県)

「受動喫煙防止条例」拡大されたら...

神奈川県「公共的施設における受動喫煙防止条例」対象施設

区分(必要措置)	対象施設
第1種施設 (禁煙)	学校、病院、劇場、映画館、集会場、運動施設、観覧場、公衆浴場、物品販売店、金融機関、公共交通施設、社会福祉施設、図書館、官公庁施設など
第2種施設 (禁煙又は分煙)	飲食店、宿泊施設、ゲームセンター・カラオケボックスなどの娯楽施設、クリーニング店、不動産、理容所、美容所、旅行代理店、法律事務所などのサービス業店舗
特例第2種施設 (努力義務)	小規模な飲食店(100㎡以下)や宿泊施設(700㎡以下)、マージャン、パチンコなどの風営法対象施設
適用除外認定施設 (規制対象外)	特定者のみが利用する第2種施設、シガーバーなどのたばこ販売店舗

富士経済の発表資料から

神奈川県の「受動喫煙防止条例」がもし全国で施行された場合、3年間で約4900億円の経済損失が見込まれると、マーケティング会社の富士経済(東京・日本橋)が公表した。三菱UFJリサーチ&コンサルティング(東京・港南)との共同調査によるもので、中でも外食産業への影響が大きく損失は約2300億円と推計されるといふ。

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」(略称・受動喫煙防止条例)は、全国で初めて昨年4月1日に施行。対象となる施設は表のように分類され、「禁煙」「禁煙または分煙」「努力義務」などと指定している。喫煙禁止区域での喫煙や施設管理者の義務違反への罰則が今月1日から適用され、「第2種施設」での対応が焦点になっている。調査は昨年6〜12月、神奈川県内

#### 「4900億円損失、外食産業など打撃」

その結果、条例による神奈川県内の経済波及効果は平成22年見込みのマイナス55億円▽23年予測同10.6億円▽24年予測同76億円で、3年間で計237億円のマイナスが推計されるという。条例への対応で喫煙客が減った店が多い一方で、分煙スペースのための機器、工事など新たな需要も生まれている。

これは、11の産業に限らず、神奈川県全体への経済波及効果を、影響金額や市場規模推移などのデータと

神奈川県の条例による経済損失は、施行3カ年で237億円と推計。特に、飲食業は168億円、宿泊業は43億円と推計

全面禁煙を実施した飲食店の場合、平均して20〜30%の売上減少が報告されています。

平成23年(2011年)4月22日 金曜日



店の入り口の横に「喫煙できません」の表示。店内は「分煙」になっている—横浜市内の喫茶店

総務省統計局の産業連関表を用いて算出した。同様に、全国で受動喫煙防止条例が施行された場合の経済波及効果も産業連関表を基に計算。結果は、平成22〜24年の3年間に4880億円のマイナスになるといふ。富士経済では「独立型店では資金繰りが難しい上、禁煙または分煙による損失が出やすい。アルコールを置く店ではさらにマイナスが大きいです」としている。

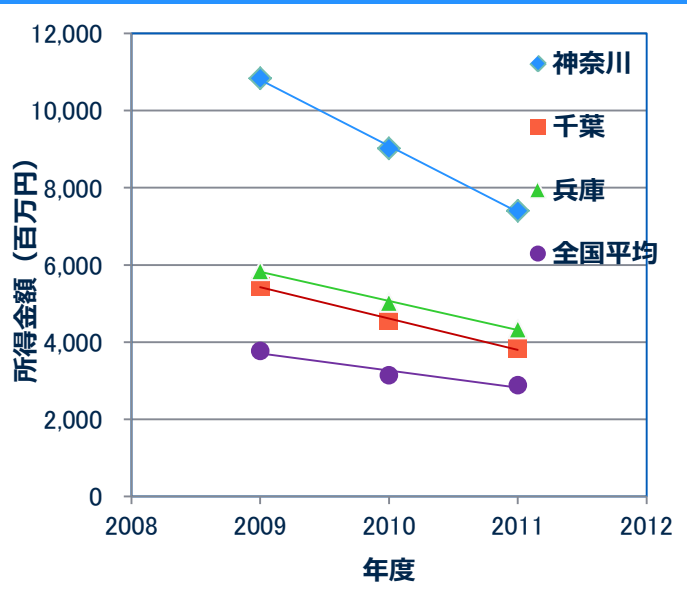
全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会の八嶋忠勝会長は「予想を越える調査結果だと思う。まず条例を白紙に戻し、新しいルールを作るべきだ。店の入り口に禁煙、分煙などのシールをはって、お客さまの選択に任せるのが一番」と話す。神奈川県たばこ対策室では「調査の内容を見ていないので言及はできない。第2種施設の約80%が条例対応を済ませており、これからも対象者に理解を得ながら進めていきたい」としている。(川村達哉)

### 3. 受動喫煙規制と経済影響 (神奈川県)

2010年4月に神奈川県で施行された受動喫煙防止条例により、飲食関連業※の所得は明らかに減少しています。

個人事業税 (飲食店業 + 料理店業) 課税対象所得金額

他県との傾向比較 (条例施行前後1年間)



※個人事業税において区分された業種の内、飲食店業と料理店業を指す

【出典】

- ◆ 神奈川県・千葉県・兵庫県 各県ウェブサイト(税務統計:個人事業税)より作図
- ◆ 全国平均 総務省ウェブサイト(道府県税の課税状況:個人事業税)より作図

#### ● 神奈川県における飲食関連業の所得金額は条例施行後に低下しています

受動喫煙防止条例が施行の前後4年(前:2006-2009年、後:2010-2013年)を比較。個人事業の所得金額に対し、長期的な所得金額の傾向を調整して比較したところ、条例施行後の所得金額は統計学的有意に低値です(左図)。

#### ● 条例未施行の他県との比較から、神奈川県における所得金額の減少傾向は条例施行によることが示唆されます

- 神奈川県と同じ東京に隣接する千葉県と条例が導入される前の兵庫県および、全国平均と比較したところ(右図)、2010年の前後1年(2009-2011年)では、所得金額は減少傾向ではあるものの、神奈川県の所得金額推移の傾きは他県の約2倍以上(統計的に傾きの差は有意)であり、減少傾向は他県よりも顕著です。
- また、条例施行前の2009年度からの減少傾向は条例が施行された2010年度、さらに罰則適用が開始された2011年度と続いていること(左図)からも、条例施行が飲食関連業の所得に影響を及ぼしていると考えられます。

## 4. J Tの取組み紹介 分煙推進活動（分煙コンサルティング）

### ■相談内容

社員向けの喫煙室からニオイが非喫煙エリアに流れて社員から苦情がきている。  
排気装置の追加など設備対応が困難であり、何か他に有効な解決法はないか？

（施工後）

### ■コンサルティングの流れ

- STEP1 現地喫煙場所を訪問し、実際の使用状況を確認調査  
→喫煙室に向かう気流がないことが漏れの原因
- STEP2 喫煙環境改善の提案書を作成し説明  
（出入口部の開口面積を狭めるご提案）
- STEP3 施設側が喫煙室入口にビニールカーテンを設置
- STEP4 施設管理者と出入口の風向・風速を測定し、十分な気流(0.2m/s以上)が担保されていることを確認

### ■結果

「ニオイの漏れがなくなり、社員からの苦情もなくなった。」



ビニールカーテン

開口部



## 4. J Tの取組み紹介 分煙推進活動（分煙コンサルティング）

### ■相談内容

イベントによっては、屋内喫煙場所周辺に人があふれ、通路全体に煙が広がっている。屋外にも喫煙場所はあるが、限られた休憩時間中に、喫煙者全員を広い敷地内の屋外の喫煙場所に誘導することは困難であることから、なんとか屋内の喫煙場所を改善できないか？

### ■コンサルティングの流れ

- STEP1 JT分煙試験室にて、施設担当者とともに、デモンストレーションを実施
- STEP2 現地喫煙場所を訪問し、実際の使用状況を確認調査し、改善方法を施設担当者と協議
- STEP3 施設側にて、排気装置を設置
- STEP4 現地にて、スモークマシーンによる実験を行い検討
- STEP5 施設側にて、喫煙場所周囲にビニールカーテンを施工し、完成



(STEP1 JT分煙試験室)



(STEP5 完成)

ビニールカーテンの中が喫煙場所

### ■結果

喫煙者をビニールカーテン内の喫煙場所に誘導することができ、排気設備により、通路全体に煙が広がることもなくなった。

## 4. JTの取組み紹介 分煙推進活動（施設管理者との協業/空港）

### 羽田空港 第2旅客ターミナル（東京都）

東京国際空港（羽田空港）国内線 第2旅客ターミナル」の拡張プロジェクトに合わせ、旅客ターミナルの南側に8カ所の喫煙スペースが新設されました。その中でも利用者の目に最も触れやすい位置に存在するのが、1階の到着ロビーにある喫煙スペースです。

喫煙スペースの最大の特徴は、飛行機の軌跡をイメージして配された天井のLED照明。経年劣化によって生じてしまう室内の汚れを、できるだけ目立たせないよう、黒で統一された空間に、視覚的な広がりを持たせています。



### 新千歳空港（北海道）

2010年3月26日の「新千歳空港 国際線 旅客ターミナルビル」の開港と同時に、新たに喫煙スペースが設けられました。

出発フロア内にある喫煙スペースは、たばこの煙やニオイの漏洩防止に配慮し、十分な給排気設備が設けられています。

また、滞留時間の長い国際線の利用者が快適に過ごせるように、さまざまな工夫が施されています。





# 4. J Tの取組み紹介

## 分煙推進活動（施設管理者との協業/商業施設）

### たまプラーザ テラス ゲートプラザ （神奈川県横浜市）

2階



3階



たまプラーザ駅に直結するショッピング・モール内に設置された、2タイプの喫煙スペースです。2階のショッピング・フロア内と、3階のテラス・ダイニング(=屋外空間)に設けられています。

2階の喫煙スペースは、落ち着いた色調の格子や、モザイク模様を施したガラス扉などが配置され、柔らかな光の陰影の中で、安らぎの時間が過ごせます。

3階の喫煙スペースは、テラス・ダイニング(=屋外空間)内という立地条件を生かし、外気を利用した換気が行われています。  
(2007年10月設置)

### イオンレイクタウン （埼玉県越谷市）

日本最大のショッピングセンター内の喫煙スペースです。喫煙スペースには荷物掛けフック、コンセント、喫煙具などを設置し、より寛げる空間となっています。  
(2008年10月設置)



### 港北東急SC（神奈川県横浜市）

壁面のアートが印象的な飲食フロア内の喫煙スペースです。腰を落ち着けられるヒップ・バーを設置しました。(2007年6月設置)



### 横浜スカイビル （神奈川県横浜市）

横浜駅から地下街を通じて直結した高層複合ビル内の喫煙スペースです。煙・ニオイの漏れ防止のため入り口をクラックさせ、たばこを吸われる方を奥へ誘導しております。  
(2008年11月設置)



# 4. J Tの取組み紹介 分煙推進活動（施設管理者との協業/飲食店）

## イタリアン&ドルチェカフェアマランティ（大阪府）

2011年5月にグランデ・オープンした「大阪ステーションシティ」内のファッションビル「ルクア」の2階にあるイタリアン・レストラン。



フロアレベル差を活かし、店舗中央の中2階に配置された喫煙フロア。喫煙エリア奥に十分な排気風量を担保した排気設備を設置。喫煙エリアを取り囲むようにエアカーテンを設置。上方へ吹出す空気が、1階の非喫煙エリアへの煙の流れを防いでいる。

（2008年4月リニューアル）

## イタリアントマトカフェジュニア池袋西口店（東京都）

カフェでありながら、ケーキやパスタなどの食事メニューも充実したフランチャイズ展開を行うレストラン。時間帯の応じて喫煙席と非喫煙席の割合が変更可能な顧客のニーズに応える新しい分煙スタイルを導入しています。



時間帯によりロールスクリーンを間仕切りとして使用し、面積や席数を変更しさらに、店内の排気設備を空間構成に併せて稼働調整し、排気量を可変させることでより効率的な分煙空間を創出している。（2009年7月リニューアル）

## Sign五反田（東京都）

五反田の駅ビル「レミィ五反田」の4階。東急池上線の改札口と直結したフロアにある完全分煙スタイルのカフェ。

喫煙スペースの天井部には、デザイン性と機能性を兼ね備えたシェードを設置。シェード内部に局所排気を導入し、店舗の全体排気と組み合わせることで、周囲にはたばこの煙が広がらないという新しい喚起システムが導入されている。



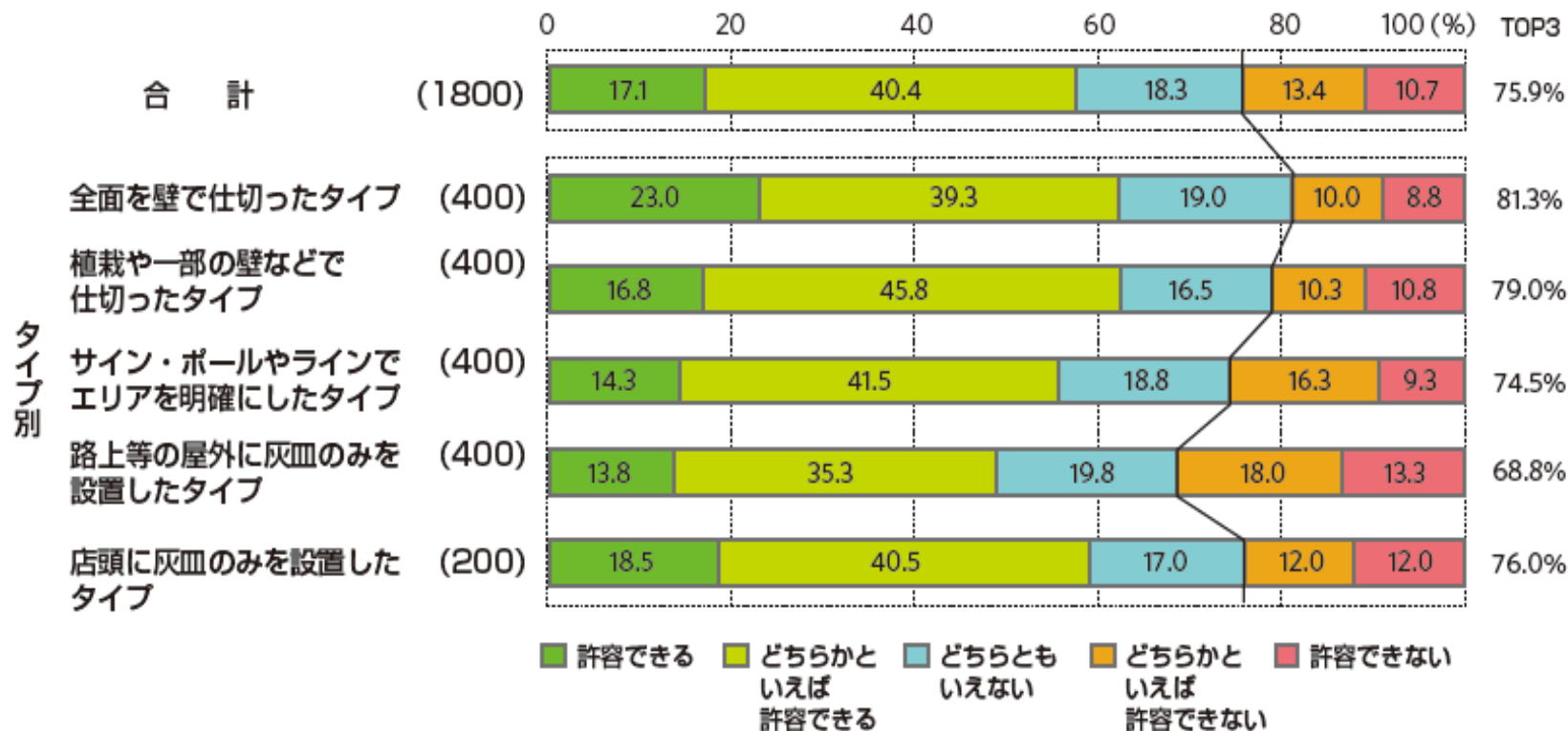
各テーブルの上部にも、間接照明を兼ねた集煙用のシェードがあり、内部に設けられた換気口が、立ち昇ってきた煙を集める。

（2008年4月リニューアル）

## 5. 非喫煙者も屋外喫煙所を許容している

- 普段よく見かける喫煙所がある非喫煙者に対して、その喫煙所の許容度を聞いたところ、許容できないと答えた非喫煙者は少なく、屋外喫煙所の許容度は比較的高い。タイプ別に見ても、差はあるものの、全体的に高い数値と言える。

Q：あなたにとって、「屋外喫煙所があることは、どの程度許容できますか。  
(よく見かける喫煙所がある非喫煙者)



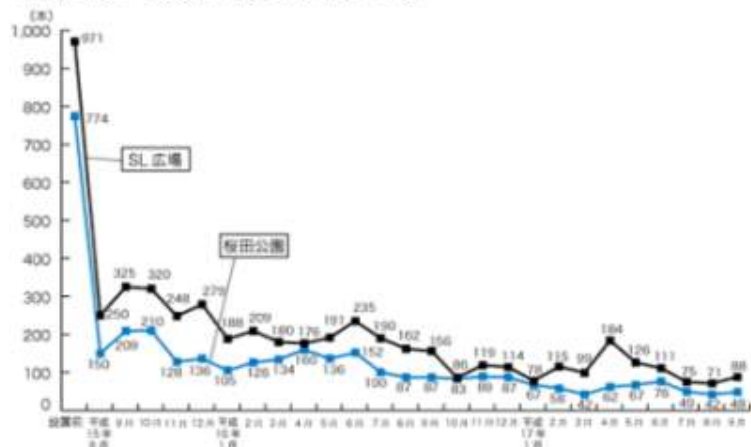
(株) マーケティング・センター調べ (2013年)



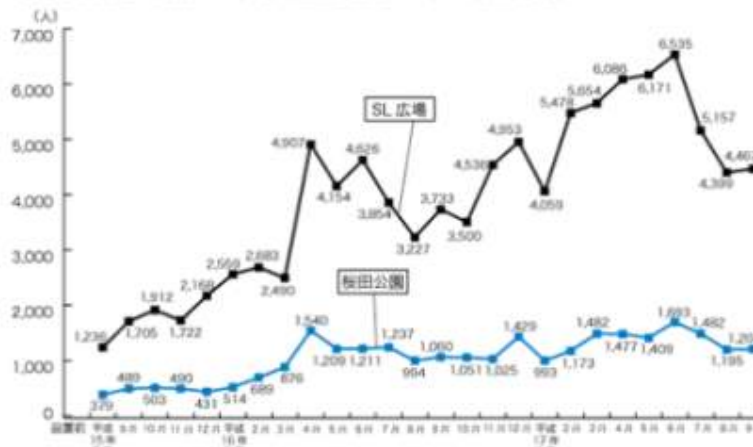
# 6. 喫煙所設置によるポイ捨て減少報告

## ■ 東京都港区 港区HP (喫煙所設置効果)

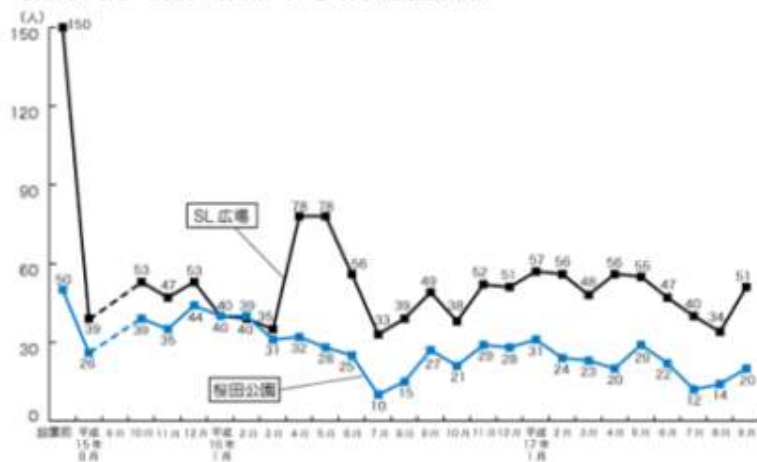
新橋駅周辺 月別1日平均のポイ捨て本数



新橋駅周辺 月別1日平均の指定喫煙コーナー利用本数



新橋駅周辺 月別1時間平均の歩行喫煙者数概数



# 6. 喫煙所設置によるポイ捨て減少報告

■ 東京都渋谷区

## 路上吸い殻6割減

昨年秋比 喫煙所設置効果か

渋谷駅周辺

JR渋谷駅周辺で、路上に捨てられたたばこの吸い殻が大幅に減少したことが、渋谷区資源リサイクル課の調査で分かった。四月一日に同区と日本たばこ産業(JT)が共同で駅周辺十五か所に喫煙所を設置した効果と見られ、昨年秋との比較では、おおむね六割以上減少しているという。

同課は昨年九、十月の各一日と、今年四月十二、十六日の五日間、それぞれ午前十時をメドに吸い殻を拾

い集め、本数を比較した。ハチ公像前の広場では、昨年十月二日に三百十三本あったが、四月十二日には八十六本で、一百二十七本(約73%)減少。モヤイ像前の広場では、昨年九月一日に百十五本あったが、四月十二日には三十九本で、七十六本(約66%)少なくなっていた。

同課は、「さらに啓発活動を重ねて、吸い殻のポイ捨て禁止や分煙の徹底を図りたい」としている。



# 6. 喫煙所設置によるポイ捨て減少報告



## ■ 茅ヶ崎市

Arca Info エリア情報

茅ヶ崎版 トップ記事

茅ヶ崎版一覧へ戻る

### 駅周辺で歩きたばこ減少

マナースペース設置で約3割減



(歩きたばこをしている人/全歩行者) × 100  
※調査場所8カ所の平均値

喫煙マナーの向上を目指し、昨年12月から茅ヶ崎駅周辺で分煙推進活動を進めてきた茅ヶ崎市。その一環として行われている「歩きたばこ実態調査」の結果が4月27日に発表され、調査開始時期に比べて減少したことが明らかになった。

市は昨年12月、それまで茅ヶ崎駅周辺9カ所に設置されていた灰皿を全て

撤去。新たに大型灰皿を歩行者の動線からはずした3カ所に設け、その喫煙エリアをマナースペースとした。

それに伴って、設置の前後に計4回、歩きたばこの実態調査を行い、効果を調べた。調査は茅ヶ崎駅周辺の8カ所で、午前7時30分から8時30分までの任意の30分間で実施。約1ヵ月間隔の定点調査で、雨の日を避けて行われた。

この調査によると歩行者総数に占める、歩きながらの喫煙者数(調査場所8カ所の平均値)は、設置前の3.3%に対し、設置後は2.1~2.2%と減少した。

### モラルに訴え効果

今までは駅周辺に灰皿が多かったため歩きながら喫煙しても「そのうち灰皿がある」という感覚をもたれやすかった。しかし、「数を減らし分煙場所として明確にしたことで減少につながったのでは」と市は分析。また、啓発キャンペーンなどで、喫煙者のモラルに訴えかけたことも要因の一つと考えられる。市では「設置するだけでなく、調査、検証し、改善につなげることが重要」と、今後も継続的に調査していくという。

現在、市が定める「きれいなちがさき条例」では、ポイ捨ての禁止はしているが、「大人のモラルの問題」という考えから、歩きたばこの禁止はしていない。他の自治体では禁止しているところも少なくないが、市はこの方針を貫く考えだ。

今後は関係団体と協力し、喫煙マナーの向上を呼びかけるとともに、全市で効果が表れるような取り組みも検討が必要との方針だ。

※本文中の日付については上記掲載日のままとなっておりますので、ご注意ください。

茅ヶ崎版一覧へ戻る

## ■ 埼玉県狭山市

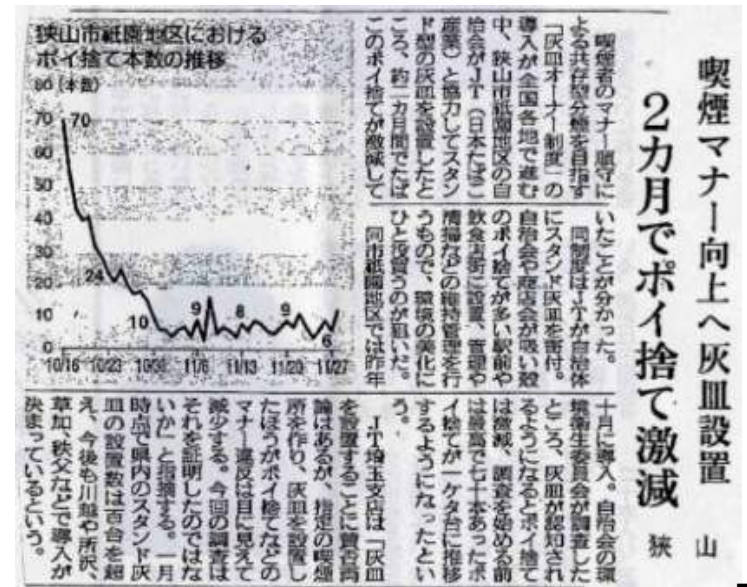
2006年3月10日

東京新聞



2006年3月22日

産経新聞



# 7. 分煙浸透度・理解度と事業者の取組

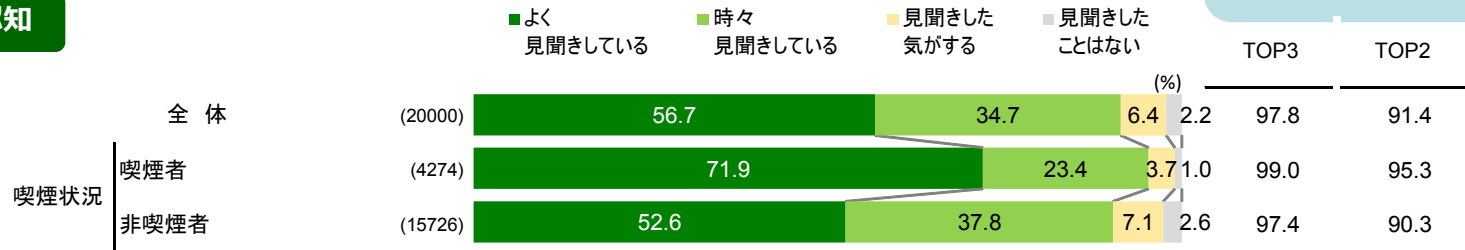
## 分煙浸透度・理解度

「分煙」という言葉の認知は喫/非喫ともにほぼ100%。また、その理解度も8割を超え、世の中の7割程度は「分煙は身の回りに浸透している」と考えている。

調査手法：インターネット  
調査対象：全国20～60代男女  
サンプル数：20,000

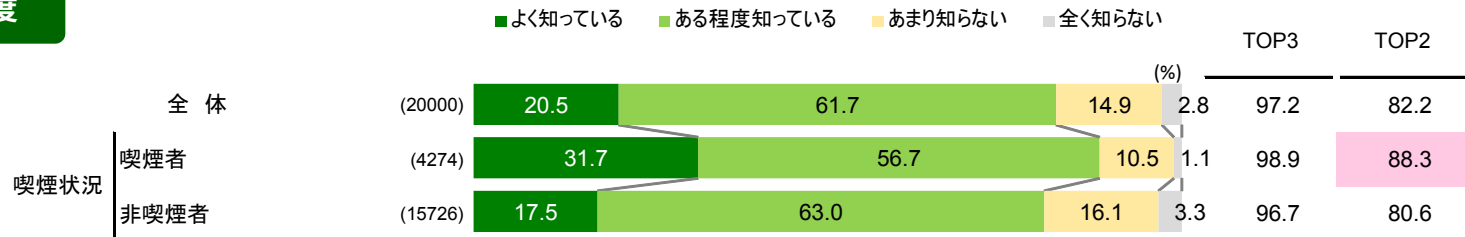
あなたは、「分煙」という言葉を見たり聞いたりしたことがありますか。

### 語彙認知



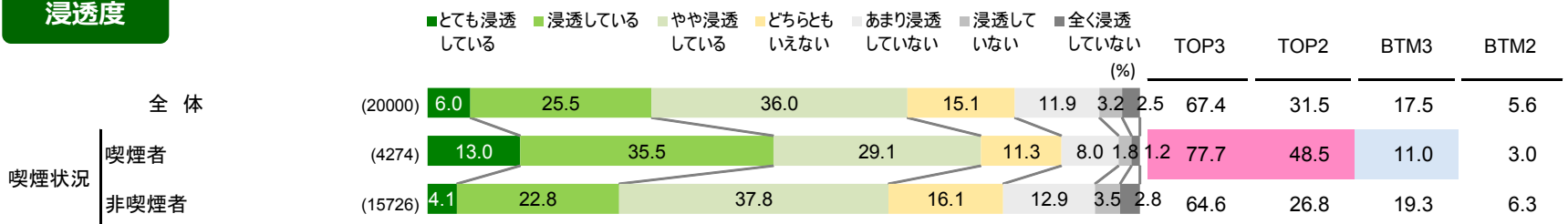
あなたは「分煙」とは何かについて（手法や内容について）、どの程度知っていますか。

### 理解度



あなたの身の回りに、「分煙」はどの程度浸透していると思いますか。

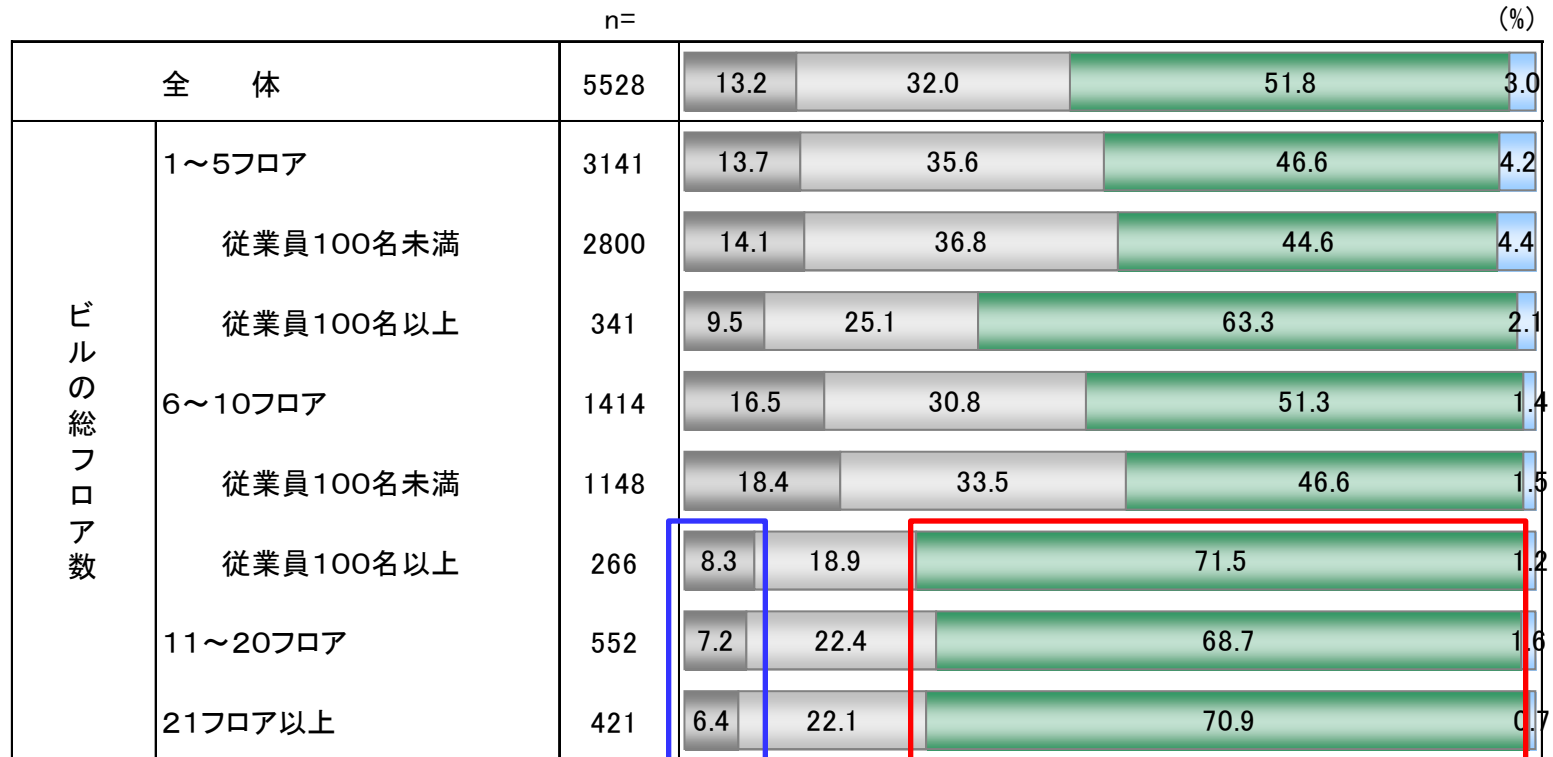
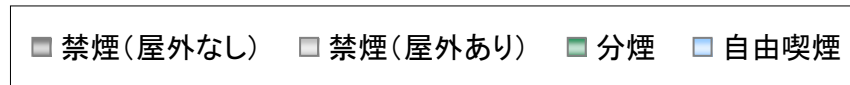
### 浸透度



## 7. 分煙浸透度・理解度と事業者の取組 オフィスでの取組状況

- ✓都市部に多い大規模オフィスでは7割以上が分煙
- ✓屋内外での分煙までを含めると、約9割が分煙

調査手法：インターネット  
 調査対象：全国20歳以上  
 従業員10名以上の  
 オフィス勤務者  
 サンプル数：5,528

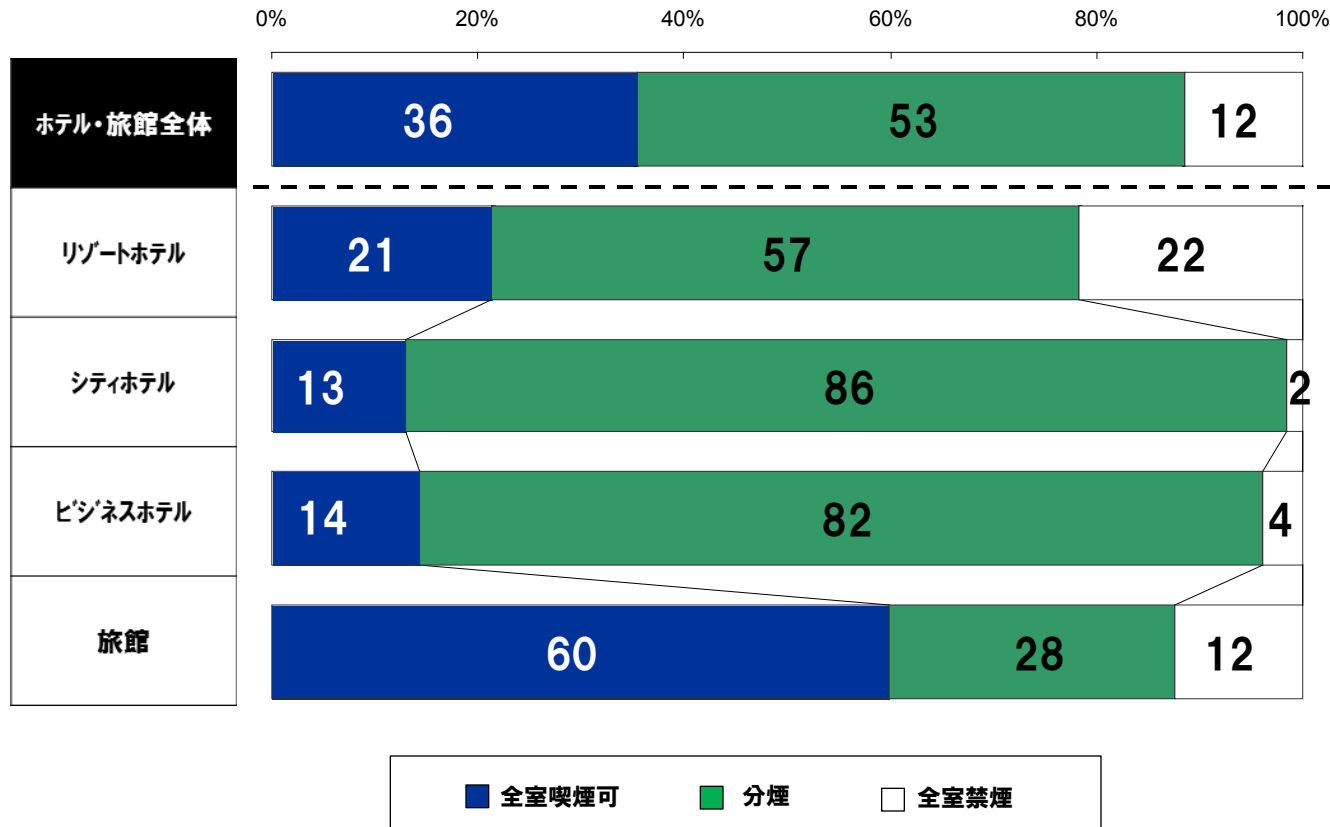


## 7. 分煙浸透度・理解度と事業者の取組 宿泊施設での取組状況

- ✓ 都市部に多く占めるシティホテル/ビジネスホテルでは8割以上の施設で分煙としている

調査手法：インターネット  
 調査対象：東京商工リサーチDB  
 ホテル/旅館業6,629  
 サンプル数：513

Q. 最も売上が大きい施設の、「客室」の喫煙ルールはどのようになっていますか。

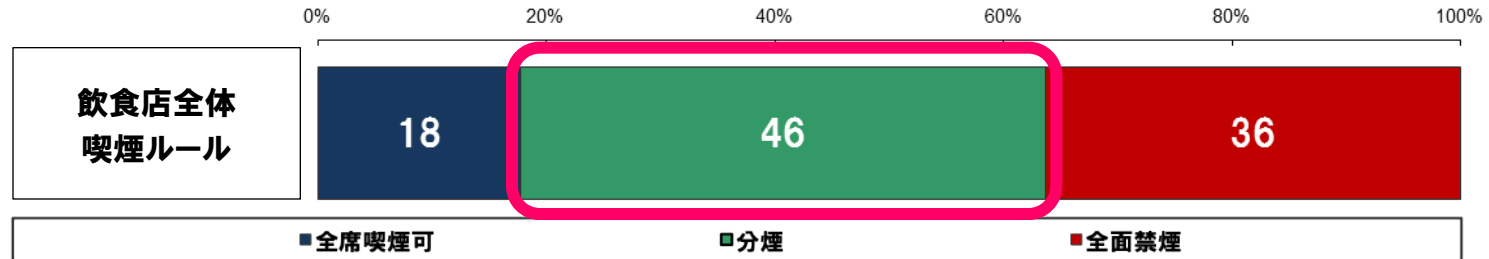


## 7. 分煙浸透度・理解度と事業者の取組 飲食店での取組状況

調査手法：インターネット  
調査対象：東京商工リサーチDB  
14,080  
サンプル数：726

### 喫煙ルール

- ✓ 約5割の事業者が分煙を実施



### 業態別喫煙ルール

- ✓ 業態毎に顧客ニーズに沿った喫煙環境にて経営

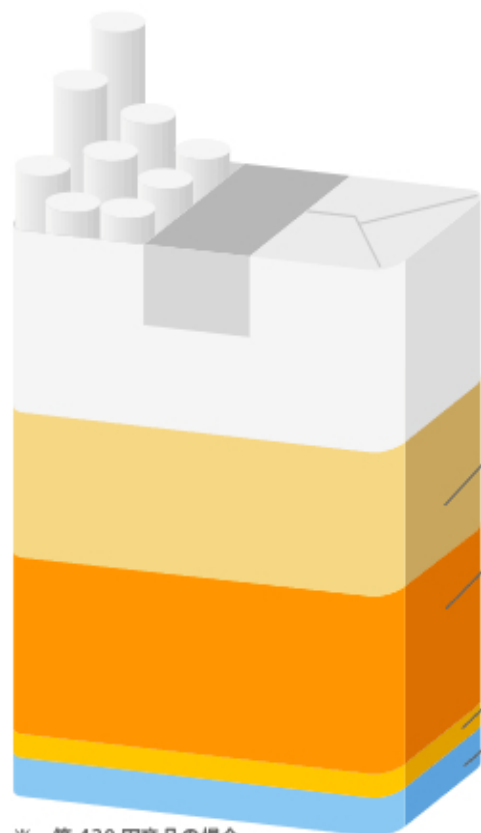
[各喫煙ルール毎の業態別ランキングTOP3]

順位	全席喫煙可		分煙		全面禁煙	
	業態	割合 (%)	業態	割合 (%)	業態	割合 (%)
1位	バー・スナック	100%	喫茶店・カフェ	80%	FF	54%
2位	居酒屋・ビヤホール	54%	FR	65%	中華料理	54%
3位	焼肉店	47%	うどん・そば・ラーメン	59%	うどん・そば・ラーメン	52%



# 8. たばこ税の内訳

たばこは税負担率が6割を超える商品のひとつです。



※一箱 430 円商品の場合

たばこの価格には国たばこ税、地方たばこ税、たばこ特別税、消費税の4種類もの税金が含まれています。  
これらを合わせると税負担率はいまや6割にも達する、わが国でも最も税負担率の重い商品のひとつとなっています。

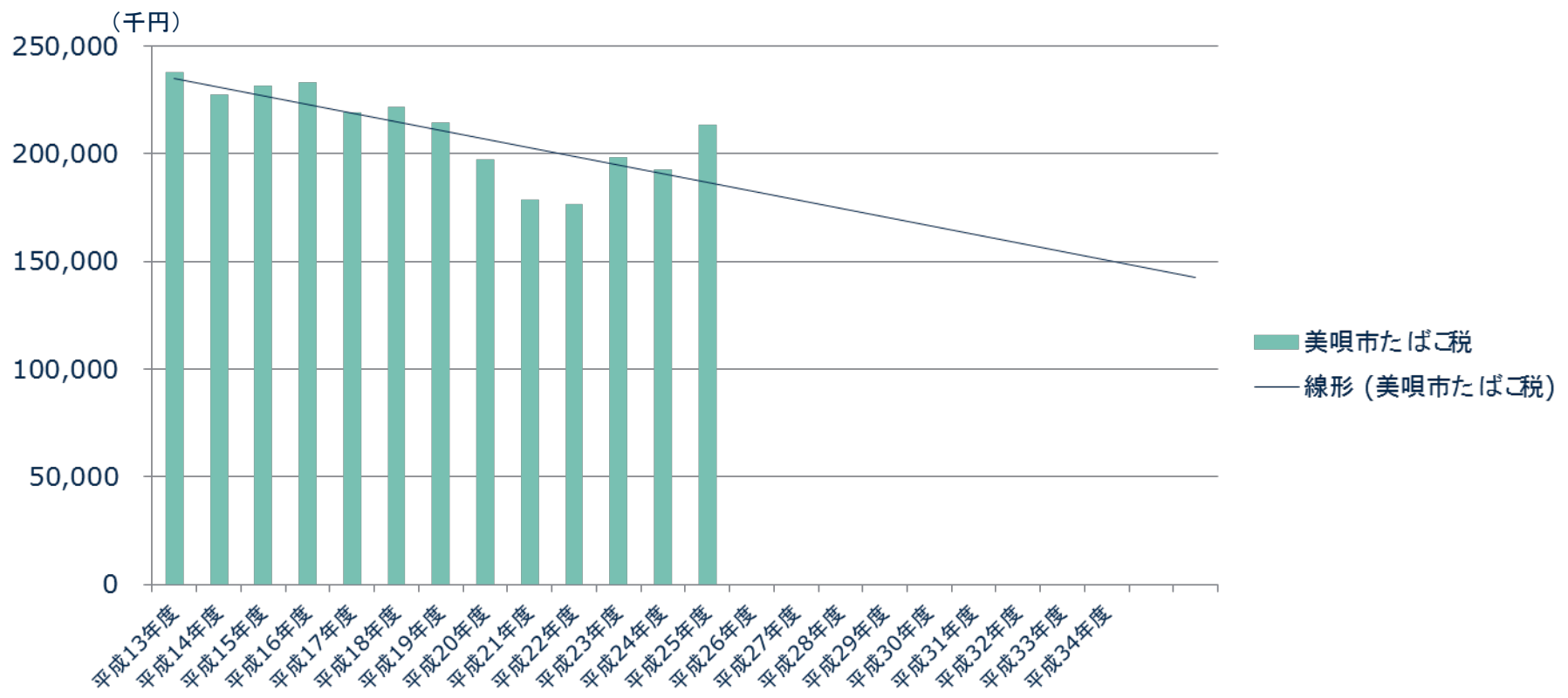
## <内訳>

- 国たばこ税：106.04 円 (24.7%)
- 地方たばこ税：122.44 円 (28.5%)  
都道府県たばこ税：17.20 円  
市区町村たばこ税：105.24 円
- たばこ特別税：16.40 円 (3.8%)
- 消費税：31.85 円 (7.4%)

たばこの税負担合計  
276.73 円/箱  
(64.4%)

◆ たばこ一箱(430円商品)の販売で美唄市には**105.24円**の税収があります！

# 8. 美唄市のたばこ税



- ◆ 美唄市のたばこ税は**2億円程度**あり、平成26年度美唄市特別会計(歳出)の介護サービス事業会計(2.13億円)や平成27年度予算概要の市立病院事業(人工透析)1.9億円と同等の金額となっており、貴重な財源といえるのではないのでしょうか。
- ◆ 傾向的には下降傾向となっており、平成34年度には**1.5億円程度**になるのではないかと推察されます。